

第八十七回国会 社会労働委員会 議院 會議録 第十二号

昭和五十四年四月二十四日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 森下 元晴君

理事 越智 伊平君

理事 戸井田三郎君

理事 村山 富市君

理事 古寺 宏君

理事 井上 裕君

理事 大野 明君

理事 木野 晴夫君

理事 戸沢 政方君

理事 葉梨 信行君

理事 村上 茂利君

理事 渡辺 秀央君

理事 枝村 要作君

理事 金子 みつ君

理事 島本 虎三君

理事 矢山 有作君

理事 谷口 是巨君

理事 浦井 洋君

理事 工藤 晃君

出席国務大臣

労働大臣 栗原 祐幸君

出席政府委員

労働政務次官 瓦 力君

労働大臣官房長 関 英夫君

労働大臣官房審議官 松井 達郎君

労働大臣官房審議官 谷口 隆志君

労働省労働基準局長 岩崎 隆造君

労働省労働基準局長 野原 石松君

労働省労働基準局長 森山 真弓君

労働省労働基準局長 金課長

労働省労働基準局長 花田 達郎君

労働省労働基準局長 遠郎君

委員外の出席者

大蔵省主税局長 水野 勝君

農林水産省食品流通局長 穂積 良行君

水産庁海洋漁業部長 中島 達君

通商産業省産業政策局長 榎元 宏明君

通商産業省生活産業局長 村田 文男君

通商産業省生活産業局長 篠島 義明君

通商産業省生活産業局長 赤川 邦雄君

通商産業省生活産業局長 柴田 益男君

通商産業省生活産業局長 笑輪 哲君

通商産業省生活産業局長 松尾 成美君

通商産業省生活産業局長 松木 洋三君

通商産業省生活産業局長 今井 好昭君

通商産業省生活産業局長 清水 傳雄君

通商産業省生活産業局長 小羽 義朗君

通商産業省生活産業局長 原 敏治君

通商産業省生活産業局長 花田 達郎君

通商産業省生活産業局長 遠郎君

通商産業省生活産業局長 金課長

通商産業省生活産業局長 花田 達郎君

通商産業省生活産業局長 遠郎君

通商産業省生活産業局長 金課長

通商産業省生活産業局長 花田 達郎君

通商産業省生活産業局長 遠郎君

通商産業省生活産業局長 金課長

通商産業省生活産業局長 花田 達郎君

通商産業省生活産業局長 遠郎君

通商産業省生活産業局長 金課長

通商産業省生活産業局長 花田 達郎君

通商産業省生活産業局長 遠郎君

通商産業省生活産業局長 金課長

通商産業省生活産業局長 花田 達郎君

通商産業省生活産業局長 遠郎君

通商産業省生活産業局長 金課長

通商産業省生活産業局長 花田 達郎君

委員の異動

四月二十四日

相沢 英之君

大原 亨君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

補欠選任

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

補欠選任

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

渡辺 秀央君

北山 愛郎君

同月二十日

旧満洲開拓青年義勇隊員の処遇改善に関する請願(龜岡高夫君紹介)(第三〇五九号)
同(島田琢郎君紹介)(第三〇九六号)
同(伊藤宗一郎君紹介)(第三一一六号)
同(渡部恒三君紹介)(第三一一七号)
同(下平正一君紹介)(第三一三七号)
同(坊秀男君紹介)(第三一三八号)
同(木野晴夫君紹介)(第三一五六号)
同(中山正暉君紹介)(第三一五七号)
療術の制度化に関する請願外一件(龜岡高夫君紹介)(第三〇六〇号)
同(二件)澁谷直藏君紹介(第三〇六一号)
同(四件)安倍晋太郎君紹介(第三〇六六号)
同(一件)長谷川峻君紹介(第三〇六七号)
同(伊藤宗一郎君紹介)(第三〇七六号)
同(佐々木良作君紹介)(第三〇七七号)
同(一件)羽田孜君紹介(第三〇七八号)
同(一件)原健三郎君紹介(第三〇七九号)
同(一件)永田亮一君紹介(第三〇九七号)
同(一件)鹿野道彦君紹介(第三一一八号)
同(三件)後藤茂君紹介(第三一一九号)
同(多賀合眞君紹介)(第三一三九号)
同(五件)戸井田三郎君紹介(第三一四〇号)
同(三件)小坂善太郎君紹介(第三一四七号)
同(一件)田中正巳君紹介(第三一四八号)
同(一件)中川一郎君紹介(第三一四九号)
同(中曾根康弘君紹介)(第三一五〇号)
同(一件)野中英二君紹介(第三一五一号)
同(一件)林大幹君紹介(第三一五二号)
同(一件)廣瀬正雄君紹介(第三一五三号)
同(一件)箕輪登君紹介(第三一五四号)
同(一件)村上勇君紹介(第三一五五号)
同(三十三件)根本龍太郎君紹介(第三一二〇号)
同(山田久就君紹介)(第三一二一号)
同(山本二郎君紹介)(第三一二二号)
国立腎センター設立に関する請願(石橋一弥君紹介)(第三一八〇号)

同(湯山勇君紹介)(第三〇九八号)
同(大村義治君紹介)(第三一三六号)
医療保険制度及び建設国民健康保険組合の改善に関する請願(北側義一君紹介)(第三〇八一号)
同(北側義一君紹介)(第三一二〇号)
同(安藤巖君紹介)(第三一八五号)
同(浅井美幸君紹介)(第三一八六号)
同(荒木宏君紹介)(第三一八七号)
同(井上普方君紹介)(第三一八八号)
同(伊賀定盛君紹介)(第三一八九号)
同(一件)浦井洋君紹介(第三一九〇号)
同(藤原君紹介)(第三一九一号)
同(小林政子君紹介)(第三一九二号)
同(佐々木良作君紹介)(第三一九三号)
同(沢田広君紹介)(第三一九四号)
同(柴田隆夫君紹介)(第三一九五号)
同(瀬崎博義君紹介)(第三一九六号)
同(瀬崎寛次郎君紹介)(第三一九七号)
同(田中美智子君紹介)(第三一九八号)
同(只松祐治君紹介)(第三一九九号)
同(津川武一君紹介)(第三二〇〇号)
同(一件)寺前巖君紹介(第三二〇一号)
同(中村正雄君紹介)(第三二〇二号)
同(長谷雄幸久君紹介)(第三二〇三号)
同(東中光雄君紹介)(第三二〇四号)
同(不破哲三君紹介)(第三二〇五号)
同(一件)藤原ひろ子君紹介(第三二〇六号)
同(正森成二君紹介)(第三二〇七号)
同(松本善明君紹介)(第三二〇八号)
同(三谷秀治君紹介)(第三二〇九号)
同(安田純治君紹介)(第三二一〇号)
同(山原健二君紹介)(第三二一一号)
同(一件)和田耕作君紹介(第三二一二号)
療術の法制化阻止及び違法行為取り締まり強化に関する請願(丹羽久章君紹介)(第三二二一号)
同(田澤吉郎君紹介)(第三二二五号)
健保改善阻止、医療保障制度の改善等に関する請願(湯山勇君紹介)(第三二二二号)
火葬場における残骨及び灰の処理に関する請願

(松澤雄蔵君紹介)(第三二四一号)
労働基準法の改悪反対等に関する請願(矢山有作君紹介)(第三二四二号)
脊髄損傷者の傷病補償年金給付改善に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第三二八三号)
脊髄損傷者の再発認定に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第三二八四号)
健康保険法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(浦井洋君紹介)(第三二二三号)
同(寺前巖君紹介)(第三二二四号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第三二二五号)
雇用保障及び労働時間短縮等に関する請願(浦井洋君紹介)(第三二二六号)
同(不破哲三君紹介)(第三二二七号)
視力障害者の雇用促進に関する請願(戸井田三郎君紹介)(第三二二八号)
身体障害者雇用促進法の改正に関する請願(戸井田三郎君紹介)(第三二二九号)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件
港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)
労働関係の基本施策に関する件
○森下委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、港灣労働法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対する質疑は、去る十日終了いたしましたので、これより本案を討論に付するのでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

港灣労働法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○森下委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)
○森下委員長 この際、向山一人君、森井忠良君、古寺宏君、米沢隆君、浦井洋君及び工藤晃君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者からその趣旨の説明を聴取いたします。
向山一人君。
○向山委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。
案文を朗読して説明にかえさせていただきます。
港灣労働法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。
一 常用港灣労働者の雇用の安定に関する施策を含む港灣労働対策の抜本的な改善について、引き続き検討を行うこと。
一 登録日雇港灣労働者について、月十四日以上の上の就労が確保される体制が確立されるよう、就労保障協定の締結などにつき関係事業主に対し適切な指導を行うこと。
一 港灣労働者の資質の向上を図るため、港灣関係者の十分な話し合いの下に、登録日雇港灣労働者について、円滑な新陳代謝が行われるよう努めること。
一 効果的な立入検査を実施すること等により、港灣における適正な雇用秩序を確保し、登録日雇港灣労働者の優先雇用手続きの確立に努めること。
以上であります。

あるいは特定不況地域離職者臨時措置法、これらのものと有機的、統一的に運用されなければならぬ面があるわけでございます。したがって、いま申し上げました二つの法律の有効期限とあわせて、昭和五十八年六月三十日というふうに両法の期限を延長していただきたい、こういう考え方に立っているわけでございます。

○村山(三)委員 この法律は、一昨年十一月に議員立法の形でつくられた法律であります。その法律を採決する際に全会一致で特別決議がつけられております。その特別決議の中で「特定不況業種の指定に当たっては、法の趣旨を生かし、経済の実情に即応して弾力的に行うこと。」という特別決議が付されたわけでございます。この法案の審議をする際にどういう業種を指定するかということが大変関心を持たれたところなんですけれども、その後の状況を私に聞くと、ところによりまして、実際には製造業がほとんどございまして、運輸業あるいは卸・小売業といったものに対する指定は大変しくなってきたと、こういう声も聞かれます。ところが、実際にどうなっているか、また、それが事実とするならば今後のこの法の運用や扱いについても弾力的な運用をするような考えがあるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○細野政府委員 臨時措置法の対象となる特定不況業種の指定基準につきましては、御案内のように安定審議会の答申を得て定められてるところでございますが、一定の要件を満たす業種につきましても、産業との実態に即して随時きめ細かく指定をするなど、機動的、弾力的な適用に努めているところでございます。

現在三十九業種が指定をされているわけでございますが、そのうちで、先生御指摘のように三十三業種が製造業ということでございまして、そういう意味で製造業が多いというのは御指摘のとおりなわけでございます。しかし、その他の業種につきましても、現行の指定基準そのものに該当するものは当然これを指定をしていくわけでござい

まして、現に近海海運業、内航海運業等いわゆる製造業でないものにつきましても、六業種ほど指定をされているわけでございます。

なお卸売業、小売業につきましては、業種全体がいわゆる構造的な不況であるというふうなもの、比較的ないというところがございます。そういう意味では基準に該当しないわけでございますけれども、たとえば特定不況地域の方につきましては、臨時措置法に基づきまして、これは卸・小売を含めましてすべてのものを対象にするというふうな形で、補完的に各種の援護措置を講じているわけでございまして、両制度相まちまして援護に欠けることのないように弾力的に運用してまいりたい、こういうふうに考えているわけでござい

○村山(三)委員 業種指定をするとなると、構造的な要因があるかどうかといったようなことや、国際的な影響がどう出ているか等、非常に運用が限定されます。そこで、いまお話しがありましたように特定不況地域に存在する業種等については対象にできるわけですから、したがって、その間の両法律の組み合わせが十分うまくやって、せっかくつくった法律ですから、その法律の趣旨が十分まんべんなく生かされるような弾力的な運用というものを考えていく必要があるのではないかと、このように思っています。その点は特に要請をしておきます。

そこで、なお続いてお尋ねしたいのですけれども、離職者の再就職を促進するためには、やはり失業中の生活をどう保障していくか、あるいは安心して就職活動ができるような手だてをどう講じていくかというところに大きな問題があると思うのです。特に就職の困難な四十歳以上の特定不況業種の離職者については、九十日間の給付の延長をするというところになっております。現在のような厳しい雇用情勢の中ではそれも十分とは言えない。そこで、こうした保険給付を補完する意味で就職促進手当というものが支給される。これはまた、ある意味では大変大きな役割を果たしていると思

うのです。ただ、この就職促進手当は造船業の離職者のみに支給されておいて、他の特定不況業種の離職者は余り対象となっておりません。こういうことも聞いておられるわけでありまして、業種を造船業だけに限定するのではなくて、すべての特定不況業種の離職者に対して支給するようなことを考える必要があるのではないかと、こういう面もやはり弾力的に対応する必要があるのではないかと、このように思っています。その点はどうか。

○細野政府委員 就職促進手当の支給の問題でございますが、これは、従来から、保険が切れた場合等につきまして、特別の場合に、国が一般会計によりまして促進手当を支給するという特別の制度を設けておられるわけでございます。したがって、一般の保険による受給者と促進手当を支給される方との間には扱い上の非常に大きな差がございます。ですから、そういう意味で、この促進手当の支給を受ける方につきましての要件というものは、御指摘のように余り画一的、厳格に過ぎるのも問題でございますが、同時に、これが余り弾力的であまいになりまして、これまた非常に不公平な問題を起すわけでございまして、そういう意味で、この手当の性格それからこの手当制度の経緯を踏まえまして、国の施策ということによって行われるいろいろな合理的な中でも、特に、従来でございまして、国が直接買い上げをする等あるいは法律に基づく行為によって直接合理化が行われる場合等に限定をしております。先生御指摘ございました。その点につきましては、先生の御指摘ございましたような弾力的に運用しなさいというふうな御意見、これは国会の御審議でもございまして、安定審議会の答申の中にも、転換給付金制度というものの現行制度とのバランスを考えなければならぬものもあるんだけれども、しかし、それは言ってもやはり弾力的なところもなければいかぬ、こういう御指摘を受けておりまして、そこで、この特定不況業種離職者臨時措置法の施行に当たりまして、安定審議会の御意見等も踏まえまして、いわゆる法令に基づく行為による事業規模の縮小等あるいは事業所管官庁等が過剰設備の買い上げ等を行う場合に加えて弾力的な基準を設けて、現在実施をしておりますという状況なわけでございます。したがって、施行のときに弾力的に、従来に比しますと基準を相当緩和をしたのでございまして、現在までのところ、該当しているのは造船だけという状況なわけでございます。

しかし、そういう性格でございまして、先ほど申しましたように、これを余り乱にわたるような運用をしますと、かえってまた逆に、他の受給者とのバランスが非常に崩れて不公平という問題も生じますので、先ほど申しました法施行に当たって弾力的に、先ほど申しました法施行に当たって弾力的に、今後ともその基準に基づいて弾力的に運用してまいりたいというふうに考えておられるわけでございまして、すべての特定不況業種まで拡大するということにはかなり問題があるのではないかと、このようにふりかへておられるわけでござい

○村山(三)委員 現実にはいま促進手当が支給されておるのは造船業だけですね。そうすると、それはもう弾力的に運用も何もないので、実際問題としては基準どおりに一応やっているというふうになっておると思うのです。

そこで、先ほど議論がおりますように、依然として厳しい雇用・失業情勢は続くというふうにかえられますし、保険給付もだんだん切れる人がふえてくるわけですから、したがって、そういう事態の推移をやはり勘案しながら、有効に効力が生まれてくるような、そういう弾力的な判断というものもあってもいいのではないかと、このように思っています。それはいまお話しありましたように、すべてに広げてしまおうと促進手当を出す意味というものが減殺されてくるわけですから、したがって、そこまでは申しませんけれども、しかし余りくしくし規定に造船業だけといったようなことでなくて、やはりもう少しそういう意味

では幅を持った形で弾力的な判断も必要ではないかというふうに思いますので、そういう点も十分ひとつ今後の扱いについては配慮してもらいたいというふうに思います。

それから、やはり離職者が再就職が可能になるような道を開いていくことが大事ですね、ただだつて仕事はしたいわけですから。そこで、再就職を可能にするために離職者の職業訓練を行うわけですね。ところが実際には離職をしてという部面に雇用が拡大されていくかということも、やはり労働の需要と供給との関係を見合ひながら、雇用が拡大され、就職が可能になるような将来の見通しが立てられるような、そういうところに再就職をしていくことは当然な話ですね。ですから、そういう部面にやはり再就職が可能になるような職業訓練を行うことが大事ではないかというふうに思うのですけれども、たとえ長崎県なんかの例をいろいろ聞いてみますと、いまだに造船業から出てきた離職者に対して新しくまた別の造船関係の職業訓練をやる、こういうことになっておつたのでは、私は余り効果は上がらぬのではないかと思うのです。ですから、職業訓練を行うに当たっては、やはり需要の多い職種、将来に見通しが立てられるような職種、そういう職種に対して積極的な職業訓練が行えるように配慮していく必要があるのではないかと、いふに私は思うのですけれども、そういう点は現在どうなつておるか、これからどういふふうに考えておられますか、お尋ねします。

○石井政府委員 職業訓練が、離職者の再就職の問題に関連しまして重要な役割を果たすことは御指摘のとおりでございます。御指摘のように、職業訓練の場合には特に従来の指導員あるいは訓練校というものがそう小回りがなかなかきかないという性格が非常にございまして、私も非常に苦勞をしているわけでございますが、御指摘のように、やはり今後の職業訓練は将来のいわば発展といひますか、あるいは今後需要が多くなるような職種に転換をし、かつ、これに対して十分対応

するような体制をとることは、これはもう基本的な問題でございます。

そこで、私も少ししましては、一つは、この前の訓練法の改正によりまして、従来の職業訓練校以外に、たとえば委託・速成訓練をするとかあるいは各種学校、専修学校に委託をするという道を開いておるわけでございます。

特に、長崎県の例をいま御指摘になりましたが、確かに最初のころは、なかなか小回りがきかないで、本省と県が本当に一体になりまして、これをどうするかということについて具体的に問題を取り上げてきたわけでありました。そこで、いまの実態を申し上げますと、長崎県におきまして訓練科を新増設したのは五科ございまして、たとえば家屋管轄あるいは電気工事、板金、建築製図、配管というふうなものを新しく対応するために新設をいたしました。それから従来の訓練科を転換することでもございまして、これについては、実態は四科を転換いたしました。すなわち、機械製図を構造物鉄工、電気機器を電気工事、プレハブ建築を建築、溶接を構造物鉄工というふうに、具体的に四科を転換をいたしました。また、造船関連の訓練科につきましては、造船科につきまして、県立の松浦高等訓練校の造船科を廃止いたしました。また、長崎高等訓練校の造船関係の溶接科を廃止するというようなことをいたしまして、具体的に転換の素材にいたしました。

そういうふうな、現在におきましてはかなり現実に対応するような転換あるいは新増設を行ひまして、これに対応しておるわけでございますが、さらに今後とも、特に委託・速成訓練を含めまして現実に対応するような、あるいは需要の方向に沿うような訓練体制をとってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○村山(書)委員 私は、いまのような経済情勢の中では、とりわけいまのような雇用・失業情勢の中では職業訓練の持つ役割りというもののはこれから大変大きなものになってくると思うのです。単に離職者の再就職を可能にするために職業訓練

を行うということは、緊急的な要件として必要である。ところが片一方では、生涯教育の一環として職業訓練はどうあるべきかといったような問題の提起もされておる。そこで、当面はやはり緊急的な措置として、離職者に対する再就職を可能にする職業訓練というものが大変ウエイトが高いと思うのです。それだけに私は大変この運用がむずかしいと思うのです。いまお話しがございまして、長崎県のように一つの職種が決められまして、それ指導員もおりまして、その指導員は新しい職種を設けたから要らなくなったといつて首を切るわけにいかぬし、そういう意味では転換は大変むずかしいと思うのです。むずかしいと思うけれども、実際にはやはり、せつかく受ける職業訓練ですから、再就職が可能になるような需要の多い部面を選択しなければならぬのは当然の話であつて、ですから、そういう点ではやはり大変むずかしい問題があると思ひますけれども、工夫をこらして十分対応できるようなものを考えていく必要があるというふうに思うのです。これはひとつ大臣、どうですかね。大変むずかしい問題ですけれども、あなたの考え方もここで聞いておきましようか。

○栗原国務大臣 御指摘のとおり、大変重要で、なおかつむずかしい問題だと思ひますけれども、創意工夫をこらしていかなければならぬ、こう考えております。

○村山(書)委員 どうせ、この職業訓練の制度のあり方については各般から意見が出ていますし、早晩見直しを要する、もう少し体系的なものにきちっと整理する必要があるのではないかと、いふふうに思ひますから、またそういう点は別の機会に議論をさせていただきます。

それから、労働者の生活を守るためには失業者の救済をどうやっていくかということが必要である。しかし、何よりも大事なことは、やはりどうして失業を予防するかということが一番重要である。その失業を予防するために、私も社会党は、この国会に対して、年齢差別の禁止とかある

いは雇用対策委員会の設置とか、こうした問題に対する法案の提案もしているわけです。まだ皆さんの了解も得られずに提案のしつ放しになっておるわけですけれども、これはひとつ機会を見て十分に御審議もいただきたい、そして一日も早く法案が成立するように促進方をお願い申し上げたいというふうに思つておりますけれども、現状はそういう状況になっております。

そこで、現行の失業予防をする対策として雇用安定資金という制度があるわけですね。ところが、この雇用安定資金というのは、これを活用する特定不況業種は、休業したりあるいは職業訓練をしたりするような余力が残っていない、そのためにこの雇用安定資金という制度が十分活用できずにおるのではないかと、こういふふうに思われるのですけれども、こうしたみずから余力で休業したりあるいは職業訓練をしたりする余力を持つていないと思はれるような企業についても、この安定資金が十分活用できるように思ひ切つた要件の緩和をする必要があるのではないかと、いふふうに思ふのですけれども、実際はどういふふうになつておるか。今後の対応として、そういう要件の緩和をするような考え方を持ておられるかどうか。その点についてお尋ねします。

○細野政府委員 安定資金制度の要件の緩和につきましては、昨年の十月に労使の意見を聞きまして、ほとんど労使の意見を取り入れまして大幅な要件緩和を行つて、一応現在のところ効果を上げておるというふうに考えておるのでございますけれども、御指摘のように造船業などの特定不況業種や特定不況地域では、一部に依然として、要件の緩和をしてもらわなければなかなか実際の活用ができにくいという声があることも事実でございます。そういう意味で、先般社会労働委員会の附帯決議におきましてそういう御指摘のあったところでございまして、私も、関係各方面や安定審議会の意見を聞きまして、そういう御要望についての十分な検討をしてみたいというふうに考えておるわけでございます。

○村山(審)委員 現実にいまの実態として、この雇用安定資金制度がどの程度活用されているというふうな判断をしていますか。

○細野政府委員 この雇用調整給付金制度が発足した当時等に比べますと、最近その利用状況がかなり落ちておるわけでございますが、これはたとえば雇用管理調査等で見ますと、現実に休業という形で雇用調整の実態自体が減っているということが主たる原因でございまして、そのほかにも、いま申しましたような若干の要件の問題等もあるかと思うわけでございます。そういう意味で、雇用調整給付金自体の利用が非常に減っていることについては、主として経営の実態自体が雇用調整のやり方として一時休業というふうなものをとらなくなってきたことにございまして、けれども、要件問題もありますので、先ほど申しましたように、その要件緩和につきましてもさらに具体的に早急な検討をしたいというふうに考えておる次第でございいます。

○村山(審)委員 雇用調整給付金なんかを使う必要がなくなったというのなら、これは結構な話です。それはむしろその利用度が落ちようと、それはむしろ歓迎すべきことであって、いいと思うのです。ただ、その要件が非常に厳しいから活用したいのだけれども活用できない、実際には困っているというふうな業種もあるいはあるかもしれませんから、そういう意味では、もう少し考えて、このつくった制度の意味が十分に活用されるような方向に運用する必要があるのではないかと、このように思っていますので、その点は特にまた御配慮をいただきたいと思うのです。

それから、これはたびたび委員会でも取り上げられて議論もしてまいりましたけれども、この雇用調整給付金というものは似たようなものが大変多いですね。これはもうどんなにばくちも整理してみても、聞かれた場合になかなかばくちと答えられないというぐらいいろいろありますし、先般も申し上げましたように百ぐらいいろいろの数があるのではないですかね。安定所の窓口へ行って聞いてみまして

も、それは職員も大変困っているという状況もあるやに聞いておりますし、それだけにまた、これを利用する側の方からしましても、大変複雑で、何がどういうふうに使えるのか、どういう効果があるのか、よくわからぬというふうな向きもあるわけですね。したがって、これはやむを得ない点もあると思うんですね。客観的な条件というものはずつと変わってまいりますから、変わった条件に対応してどんな新しいものをつくっていくというこの積み重ねで、したがって、結果的にはこういうふうになっているというところもやむを得ない点があったと思うのです。しかも、これからはなおまた新しくこういう制度を考えていく必要が生まれてくる可能性もあるわけですから、したがって、なほ複雑化していく、こういう点も考えられますので、新しいそういう必要な制度をつくっていくことももちろん当然でありまして、けれども、既存のこうした給付金の整理を一通りやってみて、もっとわかりやすくまた利用しやすい、そういう給付金制度に改めていく必要があるのではないかと、このように思っていますけれども、どうですか。

○細野政府委員 御指摘のように、各種の給付金が種類が多くて内容が多岐にわたって、なかなか活用しにくいという声が関係者の間にあることは事実なわけでございます。この問題につきましまして、よく実態を私どもも検討させていただきまして、その内容が実態的にどうしても必要だということにつきましまして、これはむしろ利用者の方が利用しやすいような、たとえば高齢者を雇う場合に使う給付金というものはこういうものがありまして、よく利用しやすいように、つまり利用者から利用目的別に給付金を整理するようになつていくことも、使いたいというふうなことを、実態的に必要なものについてはどういう検討をしてまいりたいと思っております。

りながら、利用者別に一つずつの種類になつていくが、そうまでしなくても、むしろ雇用奨励金は雇用奨励金としてまとめた方がはるかに利用される方には便利だということもあるわけでありまして、そういうものにつきましまして、これはまた一本の雇用奨励金にまとめる方が現実の活用にも便利だと思っております。統合することにする。つまり、どうしても必要なものにつきましましては、できるだけ使いやすい形で利用に便利な方法を考える。それから、いま申し上げましたように実態的に統合してもいいもので、しかもその方が非常に利用者にも便利だということにつきましましてはこれを統合するというような、二つの方向で検討してまいりたいというふうに考えているわけでござい

ます。

○村山(審)委員 それは整理をするすれば、整理をする方法としては、これは特殊な要件に対応するものとして必要である、しかし似通ったものがあつて、言うならば小出ししておいて余り効果がないというふうなものもあるかもしれないと思ふのです。しかしそれはつくるときには必要があつてつくつたわけですから、そのこと自体はとやかく言うものじゃありませんが、現在まで結果的に判断をしてみた場合に、いま申しましたように大変複雑で理解しにくい、したがって利用がしにくいというふうなものもあるでしょうから、そこらはやはりそういう立場で、もっと効果の上から、仮に一万円ずつ金をやる、一万円ばつちもらつてもしょうがないじゃないかというふうなものじゃなく、そういうものについては整理をして、たとえば三万円なら三万円上げる、こうなればもっと活用度が違つてきましようから、そういう意味で、制度そのものの整理をもう一遍してみよう、そして効果の上から、利用しやすいようにやつていく必要があるのではないかと、このように思ひます。この点は、実際問題として、よく自分自身が何回説明を聞いてみても、自分の頭の中

使うのだ、これはこうだということがなかなかかりにくいところもあると思いますし、それだけにまた、せつかつくつた制度が活用できないという面もあると思ひますから、そこらは十分ひとつ、そういう意味で検討していただく必要があるのではないかと、このように思ひます。

それから、これは直接法案との関連はございせんけれども、最後にちよつとお尋ねしておきたいと思うのですが、いま労働省は、定年は六十歳ぐらいに昭和六十年までには持つていきたい、こういう意味の指導をいたしておりますね。先般年金の基本構想懇談会から報告が出ておりますけれども、その報告によりますと、昭和七十年代を目途に年金の支給開始年齢を六十五歳にする、こういう意味のことが出ています。また、新聞ニュースの伝えるところによりますと、昨日ですか、厚生大臣から労働大臣に会談の申し入れがあつて、この問題についての意見の交換をされたというふうにも聞いています。私、年金の支給開始年齢を六十五歳にするという、定年やばり六十五歳までにして年金と定年がリンクされるような、引き継がれるようなものにしていく必要があるのではないかと、このように思ひます。実際問題として、いまの日本の職場の労働条件等を考えた場合に、六十五歳まで働いてもらうことがいかにどうかという問題については、大変大きな問題があると思ひます。したがって、これは必ずしも簡単に定年と年金とが引き継がれるというふうなことにはならぬと思ひますけれども、しかしその問題については、仮に六十歳まで定年がなつた、年金は六十五歳、こうなりますと五年間プランクができるわけですから、この五年間はどのように埋めていくのかという問題も起こるでしようから、そういう問題についての大臣の考え方と、それからこの年金問題を扱う場合に、定年制の問題等との関連はどういうふうな考へておられるか、こういう点についてちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○栗原国務大臣 きょう厚生大臣の方から、年金

基本懇談会の報告が出たので年金問題についていろいろ懇談をしたということ、私ども両相で会ったわけ。厚生大臣から、懇談会の報告を受けまして年金の受給年齢を引き上げざるを得ない、そういう方向でいかざるを得ないというふうなお話がありました。これは厚生省とか労働省とかいうものを離れまして、年金問題は国家的な大きな課題でございますから、なわ張り争いのこの問題をとらえるべきではない、したがって虚心にお互いに話し合っていくことが好ましい。ただ労働省からすると、前々から言っているのとおり、一応六十歳定年というのを昭和六十一年までに実現するように努力したい。その後どうするかという、これはやはり社会保障の年金というものとできるだけ結びつけていくことが好ましい、こういう態度である。したがってわれわれのまず一番大きな問題は、定年を早く六十歳に持つていくということにある。それができない間に六十五歳ということになる、その間どうなるかという問題が出てくる。いま村山さんは、六十五歳まで働かせることが適当かどうかという問題について意見を言われました。これはなかなか異見のあるところだと思います。ただし私は、全般的に言って高齢社会になりますから、六十五歳でも働く意思のある者、そういう人たちに働いてもらうというものは当然だと思う。ですから六十五歳に年金の受給資格が延びるならば、その間働く意思のある人、働ける人は働いてもらうという環境をつくることは、ただ単に労働政策のみならず、国全体の問題としても重要じゃないか。しかし、それはなかなか言うはやすく行いはかりいわけでございます。

そういう意味合いで、年金と定年を結びつけていくための努力をするけれども、その努力をするのには長期的にいろいろ考えていかなければならぬ問題点がある。だからいまは、できないとかできるとかそういう感覚でなしに、この構想に合わせるためには定年や何かの問題を一体どうするか、あるいは定年なんかの実態に即して年金の受

給資格をどうするかという具体的な詰めをしていかなければならぬじゃないか、そういうことで今後お互いに虚心に国家的見地から検討しよう。これは労働省と厚生省だけで解決できる問題でない、広く横にも広がる問題だ。しかし厚生省、労働省が高齢者の雇用の問題、それと年金の問題とをうまく合わせることもまず一番大きな課題であるので、その点でやってみようというふうなことを話したわけでございますし、私の考え方も、現在のところいま申し上げましたところに尽きるわけでございます。

○村山(黨)委員 六十五歳まで働くことが適当かどうかという問題については、もちろん生きがいの中には社会のために役立つような仕事をしたというところもあると思いますから、それは当然あり得るわけですよ。ただ、私がそういう意味で申し上げましたのは、いま日本の職場環境が必ずしも六十五歳くらいまで働けるような職場環境になっていない。これはやはり、時間短縮の問題やら週休二日制の問題やら、前段に労働条件の整備が相当なされて、しかも老齢になっても十分対応して働ける職場が保障されるというふうな条件が前段に整備されて初めて可能なことであって、現状のような職場環境の中では私は無理が相当あると思うのです。現に運輸関係の労働者なんかは、六十歳まで働いてもいいと言われたって五十五歳までしか働けぬと言っているのです。そういうものとかも合わせながら、定年というものと年金というものがどういうふうに関連されて生涯労働者が生活を保障されていくか、こういう体系的なものを総合的に判断しなければならぬ問題じゃないかと思うのです。したがって、直ちにどうのこうのということはなかなか結論が出せませんけれども、そうしたことも含めて今後慎重に扱っていただくようにお願いを申し上げます。私は、時間が若干余りましたけれども、午後の時間に少し食い込みますので、これで質問を終わらせていただきます。

○委員長退席、竹内(衆)委員長代理着席
○竹内(衆)委員長代理 次に、草川昭三君。
○草川委員 公明党・国民会議の草川昭三でございます。
まず、これはきのうの新聞でもございますが、全国財務局長会議で大蔵省は最近の景気動向についていろいろな話をしておるわけでございますけれども、かなり雇用も徐々に改善をきておるというふうな報告をしておるようであります。あるいはまた、十日の日は、月例経済報告閣僚会議に四月の月例経済報告が提出をされて、その中でも、インフレに対する予防の必要が中心になったようにございしますが、「ゆるやかながらも着実な拡大を続け」と、景気というものがそういう形を続けておって、「常用雇用の減少に歯止めがかかり、完全失業率もこのところ低下を続けている」と、雇用情勢にも改善の動きがみられる」という指摘がされておるわけでございます。こういうように、景気の動向と雇用情勢が非常に好転しておるという一般的な情勢分析がなされているわけでございますが、労働省としての見解はどうでしょうか。

○細野政府委員 いま先生からも御指摘がございましたように、経済自体は、不安要因を抱えながらも、内需の拡大を中心に、着実に緩やかな拡大基調にあるというふうな考えをしておるわけでございます。雇用・失業情勢につきましては、全般的にはやはりなお厳しい情勢にあるというふうな考えをしております。ただ、月例報告等でも指摘されておりますように、改善の動きが最近続いていることも事実なわけでございまして、すなわち、求人等の動きを見ましても製造業、運輸・通信業で増加傾向が目立つ、一方、有効求職者の方は増加傾向から最近横ばいに転じている、このために有効求人倍率が最近月で〇・六五倍というところで、このところ緩やかな上昇傾向にあるという状況でございます。また完全失業者が百二十一万、失業率は季節調整値で一・八八%というふうなことでございまして、これも傾向としては減少の傾向にあるというところは確かでございますが、しかし、水準としては依然としてかなり高水準であるという状況でございます。

したがって、先行きにつきましては明るい兆しも一部に見られてきておりますけれども、経済情勢全体の先行きとも絡み、あるいはまた一部に需給ギャップの大きな業種等もございまして、離職者の発生が予想される業種もあるわけでございます。まして、やはりいましばらくは楽観を許さない状況が続くというふうな考えをしておるわけでございます。

○草川委員 いま局長の方から言われたのはいわゆる労働省的な考え方、あるいはまたわれわれにとりましてそういうことだと思っておりますが、ただ、いま非常に一般論的に、雇用が徐々に改善というムード的な報道が出ておるわけでございます。実際上、今回のこの法案提出の基本的な考え方、この法律の延長の問題等を含めて、その決意をされた時点といふものの、このような雇用が徐々に改善をされておるというふうな報道との関係、つまり労働省としては依然として高水準だからまだ好転と言いつけないという判断でこの法案を出されておみえになるわけですが、客観的には多少なりとも改善の方向だ、こういうことを言っておるわけですが、労働省として、将来の見通しは大體これでいい、これ以上悪くはならないというふうな——質問の趣旨をわかりやすく言うならば、少なくとももうこれ以上悪くならないのだというように断言をされるのか、あるいはそういう判断を言い切ることができるかどうか、お聞かせ願いたい。

○栗原国務大臣 将来を見通すということとはそう簡単ではございませんが、私は決してこれで片がついたというふうには見ておりません。というのは、御案内のとおり石油問題が非常に大きな問題になりまして、大口需要などというものをカットするということのような事態になりますと、これはもう雇用情勢は非常に深刻になると思っております。したがって、私どもはこれ以上悪くならないよ

うに努力する、これ以上悪くならぬように努力するということとはもうとことんやらなければならぬ。それは今度の五十四年度の予算の中でもいろいろ出ておるわけでありませうけれども、そういう趣旨でいま考えております。しかも労働省というのは、いいときを予想するということは余りよくないと思うのです。悪いところに備えるという態度でないでフォローできないと思うのです。ですから、この法案は、若干経済情勢がよくなったからこれでよろしゅうございませう、これは出さなくてもいいのだというのではなしに、現実にも雇用情勢が悪化する可能性というものはあるわけでございますから、それに対応して処置するということでございませう。

○草川委員 いまの大臣の答弁は、私どもにとっても非常に同感ですね。ぜひそういう方向で労働省としては臨んでいただきたいと思ひます。

それからいま石油の問題、後でまた通産省に細かいことはお聞きするつもりでございませうが、一般的には、金利が上がるわけですし、それから円安というのでしょうか、円もある程度安定をしますと、どうしても輸入材料の高騰ということになりますから、企業サイドとしては、経営上、いままである程度しわ寄せができたところがだんだん攻められてきたわけですから、残るのはやはり雇用の面なり労働条件にしろを寄せないと、企業としてはなかなか立ち行かぬという前提もあると思うのです。いわゆる雇用の量的な問題もさることながら、雇用の質的な面に私どももこれからは十分配慮をしていく必要がある、こう思うわけです。

そのような立場から、企業のことしの決算の内容なんかを見ておりましたも、全体的に、製造業も、一部の造船なんかを除きますと、まあまあに回復しておるわけでございますが、いわゆる常用雇用指数というものがどうしても下向きのままに、特に製造業における常用雇用指数などというのは非常に下向きのままでございますが、これは一つの企業の減量経営の結果だと思ひます。

これはことしの予算委員会でも何回か議論をされたことでございませうが、労働大臣は通産大臣と一緒に経団連に、行き過ぎた減量経営のないようにという申し出をなされてみえるわけでございますが、実際上その申し出のフォローというのですか、その効果というものは具体的な成果というのですか、それを何かその後点検をされてみえるのか、あるいはそれが何か具体的に数字で出てきておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○細野政府委員 行き過ぎた減量経営については雇用関係についても十分配慮してくれ、こういう要請を労働大臣、通産大臣から財界にお願ひしたわけでございますが、その後のフォローにつきましては、直接的にはたとえ産業労働懇話会等の場その他、折に触れましていろいろな場で、関係方面にいろいろ働きかけをしておるわけでございます。

この効果だけの数字というのは、これはなかなか結果的に出てくるわけではございませんが、最近の経済情勢の反映もありまして、製造業を含めて少なくとも減量のテンポというようなのもかなり落ちてはきておりまして、もう少し何となくいいますか、着実な景気の動向が進めば増に転ずるといふふうな可能性も出てきているやに見受けられるわけでありまして、そういう意味で、私どもの要請だけの効果ではもちろんないわけでございますけれども、方向としては私どもの要請した方向に向かって現実には動きつつあるのじやなかろうか、こういうふうな考えておる次第でございます。

そういう成果いかんという答えをとるぐらいに臨んでいただきたい、こう要望をいたしておきます。

それから、これも何回かこでも議論をされておりますけれども、いまだ明確に労働大臣の判断というふうなものもいたしてはいたないわけですが、いわゆる女子労働者の女子労働力の激増というものを一体これからどういうように受けとめていく必要があるのか。しかも、女子労働者の労働条件というものが一般の男子労働者の労働条件よりはかなり低いと推定をされるわけですね。それが部分的にはパートで就業がふえるという例もあるわけですし、それからまた、これは同じような別の立場からですけれども、いわゆる企業数がふえておるといふのがあつたわけですね。この四年間に三〇%ぐらい企業数がふえておるわけですね。この企業数がふえておるといふのは、これも一般論になりますけれども、やはり中小零細というのことが想像されるわけですね。この企業数というものは、第三次産業も手取り早いところであつた場合もありますし、いわゆる製造業から労働力がどういふような形で移動をしていくか、いわゆる労働力の流動化というものが本当はずっとフォローして追跡調査をしないとなかなかわからぬ点があるのです。具体的には、たとえば造船なんかで失業者がふえますと、特に造船の下請なんかが建築の方へ行つておるのかあるいは第三次産業の方へ流れて行つておるのか、これもいまは確たる調査というものはどこもつかないわけですね。

しかし一般的には、いま言いましたように中小企業といふのですか零細な企業がふえてきて、どこかそこで吸収をされておる。一面、新しい職場の労働条件が低いものですから、奥さんがパートでどこかに働か、それがまた女子労働としての労働力の急増という形になつておるわけですが、一般的にはやはり共かせぎで大変苦勞をしておるといふのが結果として出ておるのではないかとこの私の言いたいところなんです。そういう点についていざしれ、これは私の持論になりますけれども、労働市場といふのが二重構造化する、いわゆる第二労働市場といふのが出てくる。そこは賃金格差の低い、そういう一つの労働者群といふものがこれから出てくるのではないかと。こういう考え方を持っておるのですが、そのことについてどういふお考えを持たれるでしょうか。

○細野政府委員 女子の就業者の増加につきましてはいろいろの要因があるわけではございませう。たとえば供給サイドから見ますと家事、育児の負担の軽減があるとか、高学歴に伴ひまして社会参加意識が高まるとか、あるいは住宅費、教育費負担等がふえてくることに対する追加所得を確保したい、そういうふうな要因、こういうことから就業意欲が高まつてくるというふうな考えられるわけでありませう。一方、需要の面から見ますと、最近特に三次産業を中心に雇用が伸びている、ことから、女子に見合った需要が増加している、そういう側面もこれまた否定できないわけでございます。

その場合に、先生御指摘のように、これが低賃金労働になり、二重構造をだんだん大きくするんじやなかろうかという御指摘でございませう。この点も、率直に申しまして、三次産業の就業形態等について明確な調査等がない点から、はつきりしたお答えがなかなかしにくいわけでございます。しかし、たとえば規模別の賃金格差等を見ますと、五十一年からいままでは確かに拡大傾向が出てきていたわけではございませうが、五十二年にはこの規模別の格差の拡大傾向もむしろ逆に若干縮小するよう傾向も出てくる等、いろいろ様相にも変化がございまして、一律に何といひますか、非常に規模の低い労働条件の悪いところに労働力が流動化しているというふうにも言い切れない側面がございませう。それから三次産業のふえてくるところも、私どもが就調その他の調査でも見て見ると、これは従来の伝統的な流通部門等のふえ方というよりは、従来少なくて、対事業所サービスとかあるいは教育・福祉関係とかいうふうな、やや近代的

なサービス業関係がかなり伸びているというふうなことでございます。したがって、確かに先生御指摘のような懸念もあるわけでございます。で、今後三次産業を中心に、これらの雇用の伸び、就業の伸びの実態について明確に調査をいたしまして、その上に立って、問題のあるところ、それからむしろ今後とも伸びていくべき部面というふうなもの、の仕分けもした上で、それぞれについて適切な対策を講ずべきもの、じやなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○草川委員 特に労働基準法に基づく労働条件が保障されておるか、これは賃金の面でも労働時間の問題についても、いろいろそういう調査の場合にどういう位置づけになっておるのか、ぜひ具体的に調べていただきたい、こういうふうに思います。

ところで、ひとつ今度は労働省の方から、全体的に構造不況産業というものがよみがえっておるのかどうか、これは造船を除いてということはおそらくともわかっておりますが、その他の各産業がたくさんあります。昨年の場合に略称構造不況法案が施行されておるわけでございますけれども、一体よみがえったのかどうか、これもお聞かせ願います。

○細野政府委員 この構造不況産業全体の見方等につきましては、私も必ずしも専門的ではないのでございまして、一応私も関係の省庁から聞いておりますところを総合しますと、やはり構造不況産業自体につきましても、雇用情勢を含めまして景気の回復なり業種対策の効果もございまして、業況がある程度持ち直す方向に向かっている業種も確かに見受けられるわけでございますが、なお、先生もお話しございましたように、造船では依然として深刻な状況にあって、離職者の発生も一部には引き続きあるという状況でございます。そのほか紡績関係、アルミニウム製錬関係、海運等におきましても、過剰設備なり過剰船舶の廃棄等によりまして、そういう構造改善計画が現在進行中でございまして、そういう意味で若干の離職者の発生が予想されるものもあるわけ

でございます。そういう意味で、構造不況産業と言いましても、やはり業種によりましていろいろなアンバラが出てきておるといふような感じを深くするわけでございます。

○草川委員 じゃ、もう少しお聞きしますが、私も、昨年来からいろいろこの構造不況の問題については取り組んできたわけでございますが、労働省的には、構造不況のときにいわゆる産業構造の転換をするんだ、そして通産の方から安定計画を立てて、余剰設備を買い上げて、その労働者を職業訓練で具体的に受けざらして転換させて、そして新しい要望のあるところへそれをそれぞれ向けていくのだ、こういう一つの流れがあったと思うのですよ、一般論的に去年からの構造不況に対する取り組み方には、ところが、それが実際現実に動いておるのか。構造不況法案が通った途端に景気が何となく違うような情勢になってきた。そこから出た失業者の人たちが本当に職業訓練に従事して、そして新しい第三次産業なら第三次産業に向かっているのか。その流れが全部が全部でなくともいい、たとえば一割程度はその流れに入っております、職業訓練も生きております、あるいは第三次産業の方に職業紹介がきれいにやられております、こういうふうにしてすべてフォローができておるのかどうか、まず聞きます。

○細野政府委員 御指摘の問題は、短期的な側面と中長期的な側面と両面あるかと思うわけでありまして、現に失業しておられる方で求職をしておられるという場合に、現在の状況において、たとえば職種なり産業から見て求人が求職を上回るようなところはあるのかというふうな問題、つまり現実の今日の生活を支えるための仕事をできるだけ早くあつせんをしなければならぬという側面から見ましたところ、それから今後将来的にも見込みのあるところに訓練をし、そういうところに就職をしていくことが中長期的に見れば非常に望ましいのではなからうか、こういう両面があるかと思うわけでありまして、

まず短期的な側面から申し上げますと、たとえば職業訓練のあり方について委託訓練、速成訓練等のやり方を変えるとか、あるいは訓練の職種の中身を三次産業向けにだんだん転換していくとか、少なくとも現在、造船地域においては、造船に入るための訓練所であったものをよその職種に向くような訓練に切りかえるというふうなことは、現実には進行しておるわけでありまして、それじゃ、どのくらいほかの産業に現在の不況産業の離職者がいっておるかという点については、私も部分的な調査をやってみますと、これは主として製造業関係が中心になりますけれども、たとえば特定不況産業の離職者については大部分の方が製造業に再就職しておられるという実態でございます。この辺は求職者の方の希望というものもなかなか非常に強く動いておるわけでありまして、場合によつてはできるだけ地元を離れたくないということから、そういうふうな選択をされるというふうな面もあるわけでありまして、そのところあたりは必ずしも理想的な形ではないかもしれないけれども、求職者の御希望とあれば、それも一つの現実的な処理ではなからうかと私も考えておるわけでございます。

一方において、中長期的に見た場合の展望については非常にむずかしい問題を含んでおりまして、私も職種の方向という観点から、今後の発展すべき職種の方向というものをかなり突っ込んだ調査分析をやつてまいりたいと考えておりますが、同時に本来的に、この辺の問題になりますと産業所管官庁の産業構造政策が非常に強く影響を持つところでありまして、通産省を中心にその他、産業構造の今後のあり方についても現在検討が進められておるわけでありまして、私も、自分たちで職種関係を中心に検討を進めると同時に、各産業所管官庁でやつておられます産業構造についての今後のいろいろな検討についても随時連携、連絡をとりながら参加もさせていただいて、私もいろいろな教えられたり意見を申し述べたりというふうなことをしてまいりたい、そう

いうふうな過程を経て、それに見合つて中期、長期的な職業訓練制度の体系的なあり方、それに即応した紹介のあり方というものを検討してまいりたいということ、これは現在手をつけ始めて進行中ということになるわけでありまして、

いづれにいたしましても、その両面を今後とも続けて、先生御指摘のような方向に離職者の就職対策を、のみならず、もっと広く訓練体制、紹介体制の改善を進めてまいりたいと考えておるわけでありまして、

○草川委員 離職、それから職業訓練、新しい紹介、それがもう少し何か生きた形で、現状の経済、産業構造の変化に対応できるようなものを強化してもらいたいという要望があるわけですが、そこで、ちよつと通産省の方が見えになると思ひますが、先ほど出ました産業構造政策の問題です。これはさばつと聞きますけれども、特定不況産業安定臨時措置法というものは、結局は債務保証の基金法案にすぎなかつたのじやないか。実際、産業構造の転換という形で非常に具体的に生かされた法案かどうかということについて、非常にまだ短期の話ですからあせつて物を言うのはおかしいのですが、実際効果があつたのかどうか、あるいは実績はどういう形で行っているのか、あるいは不況産業はあつたのかどうか、あつたのかどうか、そのことについて一回通産省の方からお聞きしたい。

○榎元説明員 先ほど職業安定局長から答弁があつたとおりだと私も思つておりまして、昨年五月に法律制定以来、対象業種として十四業種、それから安定基本計画の策定を見たもの、あるいはあつた告示になるものもありますから、それを含めまして十三業種、それから、そのうち過剰設備の処理等の目標を達成するために共同行為の指示をしましたものが七業種でございます。

それらの法律の運用を振り返つてみまして、あるいは民間産業界におきます構造改善対策の進捗状況がどうであつたかというふうに見てみますと、先ほど御指摘のように、造船であるとかある

いは化学肥料であるとかそういったところはまだまだ道はなお険しいといった状況でございます。他方、合成繊維でありますとかあるいは平電炉でありますとかあるいはフエロアロイだとかいった産業につきましては、過剰設備の処理の目標を達成したといったようなこともありまして、ある程度の明るさが出てきておるといったことがあろうかと思ひます。

そういった状況を端的に言つてどう評価するか、あるいは効果はどうかということだろうと思ひますけれども、御存じのとおりこの法律は五十八年六月末までの時限立法でございます。その間を通じての安定基本計画、それぞれ産業ごとに策定されているわけですが、その目標が達成されただかどうかという点から評価していかねければならないということであらうかと思ひますので、この時点でどうだというのはいかなと思われ、この法律でございますけれども、あえて申し上げます、この法律の大きな目標でございます経済的あるいは社会的な摩擦の回避ということは、現時点においてそれなりに確保できたものではなからうかと思ひているわけでございます。ただ、経済全体が回復をしてきている中で、それぞれの業種も業況がよくなつてきているものも見受けられるわけでございますけれども、しさいに検討をしてみますと、需給でありますとか市況でありますとか、それぞれのフクターに不安定要因があるものが多々いわけでありまして、また、御指摘のように造船であるとかあるいは化学肥料であるとか、なかなか先が見えないというところもあるわけでございます。そういった状況を踏まえまして、やはりその評価そのものは、最終的にさせていただきますのはもう少し時間をかけていただけないかなと思ひております。

か、こういう感じがするわけでございますが、きよりはその問題についてはその程度触れて、終わります。

時間がございませんで、今度は具体的な陶磁器業の内容について、通産の方に伺ひます。いま産地振興法案というのが審議になっておるわけでございまして、関連業界、下請に対する影響も地域社会に大きな影響があるわけでございしますが、地域指定はたとえ個別の地名を決定するの、あるいはその個別の地名の中で、周辺の地域にもいろいろと従事する企業体があるわけでございしますから、その指定地域はそこをたえば業界の組合の決定に任せるべきじゃないだろうかというふうな、こういう感じがするわけですが、どういふふうなその地域指定をされるわけですか。

○松尾説明員 現在国会に提出しております産地振興法案につきましては、地域指定についてのお尋ねでございますが、地域指定につきましては、この法律が産地中小企業者に対していろいろな措置を講ずるといふ法律になっておりますので、地域の広がりとしては産地中小企業者の所在する地域を指定をするという考え方にあります。したが、いまして、産地中小企業者に対する対策は産地の組合を中心を組み上げられておりますので、大体申しますと、産地組合の組合員の所在する地域の広がりというもので面していくという考え方でございまして、具体的に、地域指定に当たりましては都道府県知事に現地の事情をよく聞きまして、現地の実情に合った指定をしたいというふうに考えております。

○草川委員 ぜい、組合サイドで地域指定がなされるように要望をいたしておきます。

それから、これはちよつと労働省に地元の陶磁器業界の方からの要望もあるのですが、円高が安定するまで雇用調整給付金制度の指定は継続すべきではないかという非常に強い要望があります。雇用調整給付金制度の継続の考え方はどうでしょうか。

○細野政府委員 この雇用調整給付金につきましては、業種についてまた指定期間を限つて指定をする、こういうたてまえをとつておるわけでございしますが、この指定期間については、昨年の十月にそれまで六カ月という指定期間をとつていたものを一年に延長する、それから再指定の場合に必要とされておりました三カ月の冷却期間もこれは撤廃するというふうなことで、したが、いまして、連続してかなり長い期間指定できるような仕組みにしているわけでございします。

御指摘の陶磁器とかあるいは金属洋食器とか刃物等の円高の関連業種につきましては、円高を理由として、つまり従来の指定とは全く新たな観点から、さらに新しい事態に基づくという考え方に基づきまして、さらに一年間の新規指定をいたしまして、産業の実情に応じて弾力的に指定を行つておるわけでございまして、こういう考え方で今後とも対処してまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございします。

○草川委員 それから、やはり珪砂というのがあるのですが、瀬戸の陶磁器業界に非常に関連をする材料の珪砂業界というのがあるのですけれども、大体瀬戸地方では国内生産の七〇%を占めておるわけでございしますが、昨今大手商社が非常に円高で条件がいいというわけで大量輸入をいたしまして、かなり雇用面にも影響しておるわけでございしますが、珪砂輸入に当たつて国内生産地を圧迫しないように指導すべきではないか、こういう考え方があつたわけでございしますが、その点どういふお考えでございしますか。

○柴田説明員 先生御指摘のように、珪砂の輸入が近年におきまして大分ふえてまいりましたが、ことしに入りまして円安傾向も出てまいりましたし、景気回復に伴ひまして需要も出てまいりましたので、五十二年あたりまでの数字を見ますと、国産が若干増加いたしまして輸入が減つてまいりました。今後、この円安傾向というのは続くと思ひますので、景気回復というものは続くと思ひますので、輸入の増大ということはないであらう、そういうふうに見ておりますが、国内の珪砂の生産に

も輸入は非常に影響を及ぼすことでございしますので、十分実態を絶えず注意しながら適切な指導をしてまいりたい、そういうふうな考えております。

○草川委員 ぜい、現地の事情等も考えまして、非常に詳細でございしますし、長期の展望を立てても、私ども、いままに国外から輸入をしななければならぬ、新しくふやす条件はないだろうという、こういう立場でございしますので、ぜい現状を確かめて処置をしていただきたい、こう思ひます。

今度は繊維産業のことでございしますが、繊維も非常に状況がよくはなつてきておるわけでございしますが、この四月の初旬に、愛知県岡崎地区において子供用セーターを主力にするニットウェアの製造業者が一連倒産をしておるわけでございしますが、こういうような状況についてどういふように判断をなされてみえるのか、あるいは対応をどのように立てられてみえるのか、お伺ひをした、い、こういうふうな思ひます。

○赤川説明員 御指摘の三友ニット、それから真和ニット及び濠綿でございしますが、これはセーターを主力としたニットウェアの一連の関連グループでございします。ところがこれが、真和ニット協業組合が三月三十一日、それから三友ニット協同組合が四月三日、濠綿が四月四日にそれぞれ自己破産の申請を行いました。

これの原因でございしますが、まず真和ニット組合は、四十四年につくられてましてニットウェア製造を行つておりましたけれども、五十年ごろから新商品の開発とか、商社依存からの脱却等を目指していわば事業を行つてまいりましたけれども、五十二年ごろからどうも販売活動がうまくいかず、特に輸入品の不良の発生や暖冬の影響、さらには興南ニットの業績悪化等の関係から資金繰りの悪化が起つた、こういうことでございします。また三友ニットにつきましても、真和ニット協業組合を初めとして三十三社の業者でつくつた協同組合でございしますけれども、これも五十年

から構造改善事業といたしまして、設備の近代化、開発センター及び配送センターをつくってまいりましたけれども、これもやはり暖冬の影響、それから婦人セーターの販売の不振、さらには鹿児島興南ニットの膨大な不良債権の発生という点から、資金繰りの大幅な悪化が生じたわけでございます。

両組合は、この過程でいわゆる融手というものを使っております、そのやりくりがついに、本年三月二十日の興南ニットの倒産で表面化したというのが事実というふうに考えております。

なお、濠洲につきましても、この両組合の上位にございまして、膨大な不良債権の発生、資金繰りの極端な悪化、さらには巨額の融手の存在等がございまして、自己破産の申請があったというふうに承知しております。

これに対する対策でございすけれども、これは当地区におきましては非常にウエートが大きいところから、地元の中小企業に対しまして、この影響を配慮しまして、早速四月二日に、名古屋通産局に岡崎地区ニット産業緊急対策室を設置いたしました。県、市と密接な連絡をとって、関連中小企業に対する現地相談会の開催、中小企業倒産対策緊急融資制度の活用、中小企業信用保険法に基づく倒産関連保険の適用、下請中小企業に対する取引のあっせん等を行っておりますが、今後とも、関連企業への影響を極力回避するために必要な措置を講じてまいりたい、かように思っております。

○草川委員 これは地域的には影響力が非常に大きいわけでございますし、いまいわれるアパレル産業というのですか、アパレル産業全体への影響もあるわけでございますので、ぜひきめの細かい対応というのを立てていただきたいというふうに思うわけですが。

実はそのほかに、油の需給状況とかたくさんあるのでございますが、せっかく通産の方において願いました、時間がございませんでこれです。

わかります。

実は、私も、地方選挙でいろいろと各地区を歩きまわして、細かい中小企業の実態等を調べるといふわけではございませぬけれども、要望を受けたり接したりしますと、やはり東京で一般論をなめておる実情とは大分違うわけですよ。実際、期しない倒産もあるわけでございますし、あるいはまた新規に紹介を受けた職場の労働条件というのがかなり過酷であったり、あるいはまたまだ非常に不況におくれた労働市場というのはいくらも見るわけですね。でございまして、今回こういうような新しいいろいろな法案審議もやるわけでございますが、ぜひとも従来の対応策のフォローアップだとか、あるいはまた、いま春闘なんかで賃金交渉をやっておりますけれども、賃金交渉の中で一体経営側は組合側に何を訴えておるのか、あるいはまた、組合側もそういう非常に苦しい条件の中でどうこれからの労働条件を引き上げていくか、というところ、これは随時労働行政全体の中での確につかんでいただきたいと思います。

本当にきょうおいで願った方に申しわけございせんけれども、あるところでは非常に石油の燃料費が上がつてきておる、そのためにコストアップになるから賃上げができないという、そういうような問題点もあります。あるいは、そういう業界の中である程度も燃料業者に交渉したらどうかという話をすれば、いやいや、供給削減を受けておるのだ、いや、国の方では供給削減なんというのはいま見通しとしてはないではないかと言っておるわけでございますが、現実には、中小なかではそれを理由に値上げを要求をされておるとか、いろいろな要望がございまして、私は、本当に労働行政というのは産業政策すべてのものがここにぶさつてきておる、こういう感じがいたしましたわけでありまして。

時間が来ましたのでこれで終わりますが、そういうことも含めながら、ぜひ、離職者法の問題もさることながら、産業構造全体の問題でいろいろと労働省としても取り組んでいただきたいと思います。

ことを要望して、私の質問を終わります。

以上でございます。

○竹内(黎)委員長代理 次に、米沢隆君。

○米沢委員 まず最初に、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正に関する事項であります。近年漁業をめぐる国際環境が大変激変をいたし、このような臨時措置法をもつて対応せざるを得ない、こういうことになっておるわけでありまして、今後の変化をどういうふうに予測をされておるのか。特に、日ソ漁業協定を取り巻く問題で特段の変化を見込んでおられるのかどうかを御説明いただきたい。

○中島説明員 御答弁申し上げます。

漁業に関する国際環境といたしましては、ただいま先生から御指摘がございましたように、最近の二百里海時代という新しい時代の本格的な到来を迎えているわけでございます。御承知のように、わが国漁業は相当部分を従来から遠洋漁業に依存してきたわけでございます。したがって、いまこの新しい時代を迎えましてきわめて厳しい立場に置かれておるというわけでございます。

そこで、われわれといたしましては、従来の伝統的な操業の実績というものをできる限り確保するために、従来にも増して強力な漁業外交を展開をいたしまして、わが国の操業の確保に努めてまいりたいと考えているわけでございます。

そこで、特に日ソ漁業関係についてお尋ねがございましたが、日ソ間におきましては、二百里海時代に入りまして、現在三つの枠組みがすでにでき上がっているわけでございます。一つは、ソ連の二百里海内におけるわが国漁船の操業に関する日ソ漁業協定、それからわが国二百里海水域内においてソ連漁船が操業をすることに關します。いわゆる日ソ漁業協定、それからもう一つは、日ソ間の漁業協力に關して取り決めたいたしました日ソ漁業協力協定、この三つの枠組みがございまして、今後特にソ連との関係におきましては、こう

いったでき上がりました枠組みのもとにおきまして、できるだけわが国の操業の確保を図ってまいりたいというふうに考えているわけでございます。

りたというふうに考えているわけでございます。

○米沢委員 その操業の確保に關連しまして、今後日ソ漁業協定、三つの枠組みに大きな変化はないと見ていいんですか。

○中島説明員 われわれといたしましては、現在のところ、これらはいずれもでき上がりました。ただそれほど長期を経ているわけでもございまして、さしあたり特別に大きなこの枠組みに変化を来すというようなことはないのではないかとはいふうに見えております。

○米沢委員 今後、当面日程に上ってくる漁業に關する国際協定はどんなものがあるんでしようか。

○中島説明員 二百里海時代に入りましてから、たとえばいま御説明申し上げました日ソ間の協定、あるいは日米、それからカナダとの間、あるいは多数国間の条約、たとえば日米加漁業条約であるとか、あるいは北西大西洋の漁業条約とか、いろいろございまして、一つは、これらの協定なり条約のもとにおいて、毎年定期的に所要の会議あるいは協議を持ちまして、その年の操業の条件について交渉あるいは協議をするということがございます。

〔竹内(黎)委員長代理退席、向山委員長代理着席〕

それから、そのほか新たな協定を結ぶ必要があるというものがございまして、いろいろあるわけでございますが、主要なものとして、日本とオーストラリアとの交渉でございまして、これは昨年の夏以来何回も継続的に交渉をしましてまいっておりますが、また双方の意見の差が縮まっており、妥結、協定締結に至っておらないわけでございます。

○米沢委員 オーストラリアとの協定ですね。これは協定の内容いかんによってはまた漁業者からの離職者等がかなり多発する、そういう可能性を含んでおる問題ですか。

○中島説明員 われわれといたしましては、さよ

うな事態が発生することのないよう十分相手方にわが国の事情の理解を求めながら、粘り強く交渉を続けてまいりまして、円満な妥結に持ち込みたいというふうな考えで努力をいたしているところでございます。

○米沢委員 それでは、この法律に言う特定漁業から発生した離職者の実数はどういう推移をしたところなのか。それから再就職状況ですね。「特定漁業離職者求職手帳発給状況」五十二年十二月末日の資料がありますが、就職件数などというのはわずかに二〇%ぎりぎりですね。そういう意味で、再就職状況というのは残念ながら非常に思わしくない、そういう状況にあるわけです。そのあたりをどういうふうにかんでおられるのか。

それから職訓の実績、それから公共事業の計画実施者に対してどのような離職者の雇入れ促進について配慮するようになっていっているのではありませんか、そこらの実績等について御説明をいただきたいと思ひます。

○細野政府委員 特定漁業離職者の数等についてのお尋ねでございますが、求職手帳を交付しております数は、これは陸上産業部門への再就職の希望者が労働関係に来るわけでございますが、その数をまず最初に申し上げますと、全体として六十六人が手帳の発給を受けておられるわけでございます。その中で再就職した方は百五十九人、それから訓練の実施状況につきましては、訓練の受講の指示を受けている方が百三十六人、修了者が二十一人、受講中の方が七十七人でございます。

なお、御参考までに、海運局の方でお取り扱いの海から海へという方については、求職手帳の発給者数が六千七百人、そのうちで就職者数が二百三人というふうな聞いていますわけでございます。

なお、この漁業離職者で公共事業に就労しておられる方がどのくらいあるか、こういうことでございますが、漁業離職者の方については特別の吸収率という制度をとっておりませんので、漁業離職者の数だけについて吸収実績というものはちょっと

把握ができない状況でございますので、お許しをいただきたい、こう思うわけでございます。

○米沢委員 いま御説明いただきましたように、再就職状況というのは芳しくない。特に、この給付金の支給状況を見ましても、たとえば移転資金あるいは広域求職活動費、このあたりが、この資料によりまして五十二年一月からの累計で、計でゼロだということ、そこで離職した人はその地域でしか就職したのではない、結果的には、そこに雇用の需要があるかどうか、すべてそこにかかってくるわけでありまして、いまのところ、ろ、いろいろな給付金等をもたつて食いつないでいるという状況であります。ところが期限がやってくる、逆にした、新たな再就職で得られない者が集団的に多発するということになりかねないわけでありまして、今後の再就職をさせるために一体どういふ具体的な行政指導があるのか、それとも、いまこの法に言う制度をそのまま「さあ、いらっしやい」という形で開いておいて、あとは時勢の流れを待つという形になるのか。

そこらをもひとつ御説明いただきたい。

それから、公共事業等について配慮するという一項目を入れたらいい、特にこういう特定漁業から多発する離職者に何とか就職あるいは仕事をあつせんしようという、そういう配慮から出てきたこの一項目でありますけれども、そこらの実績はわからないとか、あるいはまた、一体どういう形で、ただ通達あるいは文書等でよろしくお願いいたしますという、そういうことで終わっておるか、それとももう少し突っ込んで要請の仕方がなされておるか、その二点について御質問いたしたいと思ひます。

○細野政府委員 御存じのように、特定漁業離職者の方については就職促進手当が出ていますわけでありまして、したがって、その金額等はもう五十四年度におきましては全国平均で約十万円くらいに金額になつていましてあります。このほかの業種の方に比べれば促進手当の支給の期間も長いわけでありまして、したがって、それと

の比較で見ました場合に、他からの求人というものがかなりいい求人が出てこないとなかなか就職がしにくいという、そういう側面もあるわけでございます。したがって、けさほど来いろいろ御議論ございまして、一般的に景気の回復が着実になつてきて、求人等も内容のいい求人等が出てくるということが、やはり再就職を促進する一つの大きなところになるわけでありまして、そういう場合に備えて、今後求人等の出てきそう、しかも良質の求人が出てきそうな職種についての訓練等を受講していただくやり方で、今後の再就職を促進していくことが一番現実的であり方ではないかというふうに考えているわけであります。

なお、公共事業につきましても、先ほど申しましたように特別な吸収制度がないものですから、その報告が自動的に入ってくるようなかっこうにはなつていないわけでございますが、同時に、その促進手当の支給期間中に公共事業に使用されるというのになかなか現実的にその期待がむずかしい面もあるわけでありまして、そういう意味で、調査した結果もそうたくさんの方が就労しているというふうには考えられないと思ひますが、いま申しましたように、その間の生活については促進手当によつて維持されているというふうに考えているわけでございます。

○米沢委員 それから、この特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正に關してありますが、御案内のとおり経済の動向も緩やかな景気回復という形を見せ始めておりますが、依然として雇用・失業情勢というものは厳しい。そこで、まだ特定不況業種と言われるものから今後かなりの離職者が出てくるであろう、こういうふうな予測がなされておられるわけですか。

そこで実績の問題であります。この法律の対象になつております指定された特定不況業種からの離職者の数、再就職状況、特に再就職状況に關連いたしました、この特定不況業種から出てくる離職者の再就職状況とその他一般の離職者あるい

は失業者の再就職状況と、果たして有意差みたいなものが認められるのかどうかというところが大変疑問でございますので、そのあたりを、もし数字がございましたら数字で御説明をいただきたいと思ひます。

○細野政府委員 この二月末現在で特定不況業種離職者の発生状況でございますが、手帳の発給を受けた方が五万六千五百七十七人でございまして、この中で再就職された方は二万一千四百九十九人でございまして、四割近くの方が就職をしておられるわけでございます。

それから訓練の状況を申し上げますと、受講の指示を受けた方が四千四百四十九人、それから修了者が一千三百七十四人、受講中の方が千八百六十人というふうな状況でございます。

それから公共事業への雇入れの状況は、五十二年の四月から五十四年の二月まで、つまり五十二年度分ということになりますけれども、延べで一万三千五百五十五人というところでございます。

それからなお、一般の求職者ととの間の就職率の比較についてのお尋ねがあつたわけでございまして、まず、いま申しましたように約四割近く、正確には三八%の方が就職をしておられるわけでございますが、御案内のように全般的にも雇用・失業情勢が容易でない状況の中で、しかも特定不況業種の離職者の方は地域的にも集中している場合が多いわけでございます。そういう事情の中でいま申しましたような数の就職をしておられるというところは、現地の職安が相当むずかしい事情の中で再就職のためにできるだけの努力をした結果ではないかというふうに考えているわけでございます。

なお、一般の求職者の方をとつてみますと、一般求職の中にはいわば転職希望者等も入っているわけでございます。完全な失業者ばかりの数字じゃございませんので、直接比較するのも問題があるわけでございますけれども、ちなみにその数を申し上げますと、一般求職者の方が安定所の紹介で就職する率が三〇・三%というところでござい

まして、そういう意味では、先ほど申しました特定不況離職者の方についての就職率が高いというのは、やはり再就職についての現実の緊急度が高いということがそこに反映されているのではなからうか、こういうふうに考えている次第でございます。

○米沢委員 それから、就職指導の窓口をもう少し強化して、指導官の再教育をすべきだという意見が以前から出ておられるわけですが、その点、どういふような取り組みをいままなされつつあるのか。

それから求職手帳、制度的には三カ月です、これを六カ月にしてくれとか、あるいはまた事務手続をもう少しと簡素化すべきではないか、こういう意見も従来からなされておりますが、この二点について、どういふ取り組みをなされ、どこまでいま行き着いておられるのか、御説明をいただきたいと思っております。

○細野政府委員 いま御指摘の、まず指導官についての教育、訓練等のお話でございますが、私も今後の安定所のあり方の改革の現在実験段階を経て実施をするという方向に向かっています。おられるわけでございますが、その中の大きな項目が専門官制度の強化、養成という問題でございます。そういう意味で、今後私どもは、就職のお世話をする相談、指導に当たる職員につきまして、できるだけ専門的な知識を持った、そういう実務自体について熟練した人たちの養成をしていくということが非常に重要であるという、先生の御指摘の方向に沿ったことを考えているわけでありまして、そこで従来の紹介担当のところについて課があつたりしているわけでございますが、そういうところについては課をむしろ専門官制度に切りかえまして、各種の専門官を養成をしていく、そのために研修制度についても今後非常に強化をしていくというふうな方向で、この問題に対処してまいりたい。同時に、求職をされる方の態度に、たとえば単に情報を差し上げるだけで済む方、あるいはかなり念入りな指導相談をしな

ければならぬ方、さらには一対一でいわば個人的に接触して就職についてのお世話をしなければならぬ方、というふうな態様に応じた紹介の体制をとることによって、効率を上げると同時に内容の必要なものについては濃くしていこう、こういうふうなことをいま検討中で、実験をしてかなりその実験結果については効果がある、こういう評価を各地方からも得ているというふうな状況でございます。

それから手帳制度につきましては、これは恐らく、この離職者臨時措置法関係ではなくて、中高年措置関係の手帳制度についてのお尋ねじやなからうかというふうに思うわけでございますが、これらの制度につきましては、何分にもいわば保険の終了者等についての特別な制度でございますので、これにつきましては何かの受給者等にはない特別な制度を補完的に実施するものでございまして、そのあり方についてはいろいろと検討すべき事項が多いわけでありまして、一般論としましては、たとえば半年をはるかに超えた形で求職活動をやっておられますと、再就職意欲というふうなものがかかなり落ちてくるというふうな別の問題もあるわけでございますが、したがって、保険の受給期間と手帳の期間というふうなものを合わせてみて大体現在のところというものが一般論としては限界なんじやなからうかというふうに考えているわけでございますが、なおいろんな今後の推移を見ながら引き続き研究をすべき問題じやなからうか、こう考えているわけでございます。

○米沢委員 終わります。

○向山委員長代理 次に、浦井洋君。

○浦井委員 まず特定不況業種の離職者法についてお尋ねしたいと思うのですが、労働省の方から少し数字を教えてください。現在離職者手帳の発給を受けた離職者の現状はどうなっておりますか、簡単にひとつ。

○細野政府委員 手帳の発給を受けた方の数は、ことしの二月末現在で五万六千五百七十七人でございます。その中で再就職した方が二万一千四百

九十九人、約四割近くでございます。それから、訓練を実施している状況で申し上げますと、受講の指示を受けた方が四千四百四十九人、修了者が千三百七十四人、受講中の方が千八百六十人というふうな状況でございます。

○浦井委員 次の労働省の方からいただいた資料によると、雇用保険の失業給付が過ぎて、それから離職者法の就職促進手当あるいは待期手当などを訓練手当も含めましてもらわずに、結局就職指導を受けておるといふだけの人が二千六百八十二人というふうな数字をいただいております。この二千六百八十二人の人は離職者手帳を持っておられるわけですから、この人々に対してどういふ援助措置をとっておられるのか、ちょっと聞いておきたいと思つて。

○細野政府委員 保険が切れてしまつてということになりますと、先ほど先生からもお話しございましたように、訓練待期手当なり訓練手当というものを訓練を受講する方について支給する、こういう仕組みになっておられるわけでございます。したがって、その再就職について有効な訓練職種等がございまして、その結果として再就職に結びつくようになっていることが一つの基本的な私どもの方針になっておられるわけでございますが、同時に、この特定不況業種あるいは地域におきましては積極的な求人開拓をやります、求人開拓と申しますのは、個々の求職者に見合った、しかも適当な時期に求人を開拓しないとなかなか結合しにくいという問題があるわけでございますが、そういう意味での具体的な適切な求人開拓を、特別の開拓班を設けたりあるいは安定所でも幹部クラスが動くとかあるいは県庁の首脳の方に動いていただくとか、いろいろなり方々で網羅的、徹底的な求人開拓を実施して、求人自体につきましてはかなり増加傾向に入つてきておるといふふうな状況でございます。さらに、御存じの雇用開発給付金を活用しまして、そういう開拓してきまして求人との結合を一層促進してまいりたい、こういうふうに考えて

ているわけでございます。

○浦井委員 現在の施策を言われたわけですが、現実にはやはり二千六百八十二人というふうな、いろいろな事情があるにしても再就職もできておらない、しかもいろいろな手当などももらつておらないということになるわけでありまして、もっと職業訓練の項目を適当なものにするとか、あるいは私が前から言つておりますように、いろいろな就労事業があるわけでありまして、そういうものに就労できるようなより具体的な援助措置を強く要望しておきたいと思つておられます。よろしいですね。

そこで、就職促進手当の問題であります、この法律ができたときには造船が就職促進手当の適用外であつた。それを去年の十一月から就職促進手当が支給されることになったわけでありまして、けれども、上限が五十四年度で三千三百円、だから月に直しますと十万円ということになるわけ、家族構成にもよりますけれども、最低保障である生活保護よりも下回る場合すらある、こういうことでありまして、これはやはり大蔵省などに強く要求をして、少なくとも雇用保険の失業給付と同額になる程度の額は保障しなければならぬのではないかと、このように私は思つておられますが、どうですか。

○細野政府委員 促進手当の日額につきましては、先生も御案内のように賃金とか物価等の上昇に対応して毎年引き上げを行つておられるわけでありまして、本年度におきましては月額三千三百円、前年に比しまして七・四％アップをしておられるわけでありまして、月額に直しますと約十萬近くになります。一般の現在の民間の求人賃金等に比しまして、かなり接近してきています。したがって、そういう意味で、この額を上げることにについてはいろいろの意味での問題があるのではなからうかというふうに思つておられるわけでありまして、一方、就職促進手当の性格そのものから見ましても、基本手当の終了後に、本人の拠出とはかか

わりなく、一定期間全額国庫負担でやる特別の制度でございまして、これを保険の額に合わせて頭打ちを全部撤廃するということについて、性格的に一つの問題があるわけでございまして、そういう現在の求人賃金との比較、あるいは手当制度の性格の両面から見ても、最高限度の撤廃については問題があり、実現が困難であるというふうな思っておるわけであります。

○浦井委員 しかし、現実にはそれで生活できない人がある以上は、制度的な問題はいろいろあるだろうと思えますけれども、これはひとつ鋭意引き上げのことに努力をしていただきたいと思うわけです。

離職者の発生に関連をいたしまして、ひとつ大臣に実情を聞いていただきたいと思うのです。川崎重工、これは造船が主だと言われているのですが、たとえば神戸造船所などは造船部門はもう二五%、いまやまさに重機械工業になつておるわけなんです、そこで減量経営という一つの環として、ことしの三月十二日から四月の末までを期限にして、特別人員対策というふうな非常に大規模な退職者募集をやつておるわけです。すでに私たちが入手した資料によりますと、四月十日時点で、オール川崎で二千九百八十六人、それから本社のある神戸造船所で四百九十八人が、この退職者募集に応じた退職をするになつておるわけなんです。当然この中の造船関連の離職者には離職者手帳が交付されることになるだろうと思うのですけれども、兵庫県の場合は御承知のように三菱あり石井ありということで、こういう大企業の減量経営で、景気の先行きは見えたかともわかりませんけれども、雇用情勢はますます深刻になつてきておるという状況であるわけです。

そこで、私たちがよく調べてみますと、川崎重工では、希望退職の募集ということで労使間の協定をお互いに結んでやつておるわけなんです、事実上退職勧奨が行われておる。しかも許せないのは、体の欠陥を理由にしてやられておるということでもあります。

たとえて申し上げますと、Aという人にしてありますが、ことし五十歳で勤続二十九年十カ月であります。この方は、昭和三十年の四月に労災事故で、左の上腕の切断ということで障害三級になつておる。同じく障害者の奥さんと高校二年生の子供さんと三人暮らしであるけれども、三月末に職制に呼び出されて、二時間におわたつて退職勧奨が行われておる。やめなければ清掃に回つてもらうとか、現場では油にまみれて真っ黒けでやつておるのにおまへは何だというふうなことで、右腕しかないこのAさんに対して、現在事務部門に回つておるのでなければ、明らかに不可能なぞうきんしぼりであるとか、現場に出て作業せよというのを強要しておるわけです。そこで、この人は、そういう圧力に抗しかねた形で四月三日付で退職届を出しておるわけです。私たちが訪ねていくと、もう職安に行くのもいやだというふうなかつこうで、非常に沈うつな表情で家に閉じこもつておられる、こういう状態でありまして。

〔向山委員長代理退席、委員長着席〕

それから、もう一例挙げておきますと、これも五十歳で勤続二十八年一カ月の人、月収が十五万円余りで、高校二年の娘さんがおられる。それで、奥さんは和裁の内職をしておられるわけなんです、この人に対しては六回もの呼び出しがあつて退職を強要しておるわけです。この人は、緊張すると顔が引きつるというふうな持病がある。それでいまは、そういう過度の緊張のために非常に病状が悪くなつておるわけなんです、許せないのは、君みたいな体でどこが買うてくれるのかというふうな脅迫じみたことを言うてみたり、やめないのならけがをしても会社の責任ではないという念書を書け、それに奥さんも同意をしたものとせよというふうなことを強要されておる。

この人の場合はまだ退職しないでがんばつておるわけなんです、やはりこれは人道上の問題だと私は思ふわけで、労使間の問題だということでも労働省の方は関知しませんと言われるかも知れませんが、やはり何らかの形で行政が手を打つてこういう人たちの苦難を救うべきではないか、私はそう思ふわけなんです、どうですか。

○細野政府委員 身体障害者の方につきましては、身体障害者雇用促進法の規定で解雇の届出制度というのがあるわけでございまして、これを活用しまして事前に動きを把握しまして、特に身体障害者へのねらい撃ちをするようなそういう著しく不当な動きに對しましては、私どもはできる限りそういう方が職場にとどまれるよう企業との接触をやつておるわけでございまして。そういうふうな形で、先生御指摘のような身体障害者がねらい撃ちされるようなことのないように今後してまいりたいと考えているわけであります。

ただし、先ほど先生御指摘の方につきましては、私どもの調査では、労災の補償に係るけがではなくて、障害の原因が何か脱臼機による負傷で、職場の中の問題ではなかったように聞いております。なお、希望退職に際したというところでございまして、その希望退職の過程においてどういふことがあつたかという点について、私どもも詳細を承知しておりませんので、そういうことを含めまして、先ほど申しましたように、ねらい撃ちするような著しく不当なものにつきましては接触してまいりたい、こう考えておるわけでございまして。

○浦井委員 大臣にお聞きしたいのですが、退職の強制ではないのですが、川崎の神戸造船所では、若い労働者が岐阜工場に配転を言われて、家の事情もこれあり、拒否をしたところが解雇をされたということで、現在裁判に持ち込んで係争中であるわけなんです、そういうトラブルが少し頻発をしておるのではないかと思ふわけなんです、ひとつ大臣としても何らかの手を打つようなことを指示をしていただきたいと思うのです。

○細野政府委員 個別の労使関係の問題については、やはり原則として国が介入するのは問題があるというふうに思われるわけでありまして、したがって、先ほど申しましたように、たとえ

ば身体障害者の方をねらい撃ちするとか国の方針に著しく反するようなことをやられた場合について、私どもが国の政策的な立場から、企業に対して私どもの考え方を伝え、再考を促すというふうな場合もあるわけでございましてけれども、先ほど御指摘のように配転問題その他の個別の問題については、一々国が介入することについては問題があると考えられてございまして。特にいま裁判等で係争中の問題であればなおさら、これはやはり法的に解決をすべき問題ではなからうか、こう考えているわけでございまして。

○浦井委員 やはり大臣としてもひとつ関心を持つてながめていただいて、行政としてできる限りの適切な手を打つていただきたい、このことを要望しておきたいと思ひます。

そこで最後の問題であります、これは時間がございせんので私の方からなしますと、雇調金の問題で、こちらの方からいただいた資料によりますと、確かに五十二年度までは中小企業の利用が多かつたわけなんです、五十三年度からは、利用する人の数も給付金額も、三百人以上の大企業が多くなつておるということがはつきりしておるわけです。だから、これは、雇調金という制度が本来失業防止ということになつておるのに、何か失業防止の効果ではなしに、大企業の場合には、雇調金制度をやつてその給付を受けて、その後解雇というふうなことが出ておる例がよく見受けられるので、非常に制度的に問題があるのではないかと感じます。どうなんでしょう。

たとえば二、三例を申し上げますと、日鋼室蘭では、去年の四月に従業員教育休暇を実施し、七月に一週間全従業員が休業をやつておる、いずれもこれは雇調金の対象になつて給付を受けておるわけなんです。ところが、引き続いてことしの一月には特別退職奨励制度というものをこしらえて、千人を目標にして募集をし、すでに退職者を出している。それから住友重機の横須賀工場では、やはり去年の十月に教育訓練休暇をやつておる。それで、これは雇調金の対象になる。ところ

が、十二月には転退職者優遇制度を発表して
る。そして、ことしの二月段階で見ますと、退職
者募集をやつて、全社で九百八十五人を解雇する
というふうなことになる。

こういうように、この二つの例でわかること
は、先ほど申し上げたように失業防止のためでは
なしに、結局雇調金というのは解雇を前提にした
制度として大企業が利用してゐる傾向がある、こ
ういう状態が出てゐる。

それから、もう一つの問題は新日鉄の場合です
が、広畑や室蘭、こういうところでは、去年の三
月から七月に、御承知のように大規模な訓練休暇
をやつてゐる。それで、雇調金の給付の対象にな
つてゐる。しかし、九月期の決算では増益になつ
てゐるし、三月期の決算見込みではもう史上最高
の利益が見込まれてゐる。だから、雇調金を含む
安定資金によつて休業中の貸金支払いを行つて、
それがそのままそっくり、金額的には企業の利益
になつて新日鉄の手元に残つてゐるというふうな
状況が出てきてゐるわけでありませう。

だから、私が要望したいのは、大企業による
雇調金制度の利用と、その後の雇用調整の実情を
調査して、状況をしっかりと把握すべきではな
いか。そして、でき得べくんば、失業予防の効果
が期待できない場合であるとか、あるいは雇調
金制度を利用した直後に多額の利益を上げてゐる
ような場合には、何らかの方法で申請を保留す
るとか返還を求めるとかいうふうな、制度上の
改善が図れないかというところでありませう。それ
を要望しておきたいと思ふ。こういうことが横行
していくというのは、やはり政府が確固として、
解雇規制というものを法的にやるといふ点を抜き
にしては、こういう雇調金制度というものの結局
は大企業の経営に利するだけだということになつ
てしまふわけで、この辺についての問題、局長と
大臣に答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思
ふ。

○細野政府委員 雇用調整給付金が企業に偏つ
ていないかというまず第一点の御指摘でございま

すが、昨年の四月から十月までの実績で見ます
と、中小企業の割合が事業所数で約九割、それか
ら支給額で約五割近くでございまして、利用状況
は必ずしも大企業に偏つてゐるとは言えないのじ
やなかろうか、こう思つてゐるわけでございます
。

それから、その運用について、本来の失業の予
防という性格にかかわらず、いわば希望退職の地
ならしめたいになつてゐるんじゃないか、一口に言
うとこういう御指摘ではないかと思つてゐるわけ
ですが、これにつきましても、確かに失業の予防
という観点から見ても、それに引き続いて人員削減
等が行われるというところは望ましくないわけでご
ざいます。また、失業の予防自体にも役立たない
というところになつて、その辺に非常にむづかしい
点があるわけでございます。

そこで、その制度の適用に当たりましては、御
案内のように労使の協定ということと、企業の実
情をよく知つておられます労働組合にもそういう点
についての御判断をいただくというやり方をとつ
ておるといふことが一つございませう。

さらには、支給に際しましてはこの制度の趣旨
というものをよく事業主側に伝えまして、失業の
予防というところについての事業主側の努力につ
いても私も指導いたしてゐるわけでございます。
ただ、結果的に、おっしゃる通りに本来の制度か
ら見てやや問題があるなどというふうなものがない
とは言ひ切れないわけでございます。したがいま
して、今後労働省としまして、受給した後の状
況につきましてもできるだけ実情を把握しまし
て、趣旨が損なわれることのないように企業の指
導を一層強化してまいりたい、こういうふうに考
へてゐるわけでございます。

○栗原国務大臣 政府委員と認識は同じでござい
ます。

ただ、一言つけ加えますと、こういう制度とい
うのは弾力的に運用しないとうまくいかないわけ
です。ですから、弾力的にやるといふことにつ

いては変わりがございませうが、大企業であれ中
小企業であれ乱用は戒めたい、こう考えておりま
す。

○浦井委員 終わります。

○森下委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○森下委員長 これより本案を討論に付するので
ありますが、別に申し出もありませんので、直ち
に採決いたします。

○賛成者起立

○森下委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。(拍手)

なお、ただいま議決いたしました本案に関する
委員会報告書の作成につきましては、委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認め、さよう決しま
した。

〔報告書は附録に掲載〕

○森下委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

内閣提出、医薬品副作用被害救済基金法案及び
薬事法の一部を改正する法律案、両案審査のため、
来る二十七日、参考人の出席を求め、意見を
聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認め、さよう決しま
した。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長
に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませ
んか。

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認め、さよう決しま
した。

この際、暫時休憩いたします。
午後零時十七分休憩

午後二時八分開議

○森下委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。村山富市君。

○村山(富)委員 まず、ちようどことしの春闘も
いまだ山場を迎えようとしてゐるわけでありませ
う。かつて三木内閣当時に、スト、処分、ストとい
う悪循環は断ち切りたい、解消したい、こういう基
本方針が示されて、この委員会でも当時の労働大
臣はたびたびそういう態度の表明をしてまいりま
した。こうした基本方針、見解については、いま
も変わりはないかどうかということが一つ。

もう一つは、二十五日から私鉄、公労協を中心
に事態の推移によつてはストライキに入るとい
う方針が決められております。その基本方針を踏ま
えるならば、政府はやはり労働省を中心にしてス
トライキが回避できるような努力を最大限すべき
ではないか。とりわけ、一部の声を聞きますと、
私鉄の労使交渉に対して政府筋から何らかの圧力
がかけられておるといったような話も聞くわけで
ありますけれども、こうした誤った行動について
は排除しながら、主体的に労使が誠意を持って交
渉し得るような環境をつくつていく、同時に、可
能な限りストライキが回避できるような最大限の
努力をやはり側面的に払ふべきではないかという
ふうに思いますけれども、労働大臣の見解を承り
たいと思ひます。

○栗原国務大臣 最初に、ストライキをやつた、

それを処分した、またストライキをやった、それでまた処分する、そういうことはまことに好ましくない、そういう悪循環を断ち切りたいというのは、いまも政府として変わっておりません。

ただ問題は、今度の春闘でありませうけれども、いろいろの評価はあると思いますけれども、私は、特に国鉄の労使が再建というものについて真剣に考える、そういう雰囲気がございます、この雰囲気というものはきわめて歓迎すべき方向であるというので、いろいろ議論はございまして、きましても昨年を上回る第一次有額回答をした、そういうことでございまして、私もがそういう措置に出したのは少し甘過ぎるんじゃないかという御意見もわれわれの方に対してございまして、しかし、そういう声がありましてあえてそれをしたゆえんのものは、やはりストライキはよくない、そういうストライキがなくなるような環境をつくりたい、労使がそういう方向でいくならば、その環境づくりを政府としても精いっぱいやりたいということをやっているわけでございまして、したがって、私もまたいたしましては、今後ともその環境づくりについては最善を尽くしたいと考えております。そういうことで進んでいきたいと思っております。

○村山(富)委員 国民も非常に注目していますから、政府の与えられた立場というものも十分わかりますけれども、そうした基本方針を踏まえて最大限の努力をすべきではないかというふうに思いますので、強く要望しておきます。

次に、本年度の予算審議の際に、予算修正問題に関連して社会党からも予算修正に対する要求を出し、自民党からその回答がございました。その回答について具体的にどのような措置がとられるのか、お尋ねをしたいと思うのです。

その回答の中には幾つかの問題点もあるわけですが、とりわけ厚生省関係につきましては、与野党の合意に基づいた事項について適当な修正を行って、この委員会が成立を見たというふうな措置を

講じてきたわけですが、そこで、労働省に関連する問題について、この際お尋ねをしておきたいと思っております。

一つは、定年延長奨励金等については今後情勢を見てその支給額の引き上げを検討する。二つ目は、政労使公の四者による中央・地方機関を活用し失業、再就職などの雇用情勢についての調査を行う等、中高年齢者雇用開発給付金等による十万人の雇用創出の実現を図る。また、十万人の雇用創出を上回る需要があるときは、雇用安定資金等を活用し適切に対処する。三つ目は、地方重点地域に雇用発展職種研究開発委員会を設置する方向で検討する。四つ目は、定年延長の推進等については、立法化問題を含め政府の審議会の議を経て検討したい。こういう四項目にわたる回答がございました。この回答について政府はどのようにその実現方を措置されるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○栗原国務大臣 いまの問題に答える前に、先ほどのお話しの中で、政府が私鉄の賃金について圧力を加えているんじゃないかという御疑問がございました。そういう事実はございません。それからいま一つは、私も、そういう環境づくりをいたしますために最大の努力をいたしたいけれども、しかし問題は、いま国民がどう考えているか、国民的な視野に立って粘り強く交渉を続ける、そしてストライキを回避する、労使がそういう努力をすることが最も肝要である。われわれはそういう環境をつくることは積極的にやりますけれども、問題は、労使がそういうストライキを避けるためにどうやるかというところに重点があることだけ、申し添えておきます。

次いで、お尋ねの点についてお答えをいたします。予算審議に関連いたしました、自由民主党から野党各党に提示した雇用対策につきましては、労働省といたしましては、その後、社会党からの要望の趣旨を十分検討し、また自由民主党と公明党及び民社党との間で行われた話し合いの経緯をも

踏まえ、誠意を持って検討した結果、次のように対処することといたしました。

一つは定年延長奨励金でございますが、中小企業三十万円というふうに予算案にはなっておりますけれども、これを三十六万円、大企業の場合は二十万円を二十七万円、継続雇用奨励金につきましては中小企業十五万円を十八万円に、大企業十万円を十三万五千円、こういうことにいたしました。中央職業安定審議会の議を経てできるだけ早く実施したい、こう考えております。

次に、中高年齢者雇用開発給付金等による十万人の雇用創出の実現を図るために、中央・地方の職業安定審議会を活用することといたしまして、中央職業安定審議会におきましては必要に応じて現地の調査を実施するとともに、中央職業安定審議会の積極的活用を図ることにいたします。雇用創出に關しましては、十万人を上回る需要があるときは、雇用安定資金等を活用し適切に措置するつもりでございます。

それから、政労使公の四者構成による地方雇用開発委員会をできるだけ早い時期に五カ所に設置いたしたい、こう考えております。

それから定年延長の推進につきましては、立法化問題も含め、できるだけ早い時期に雇用審議会に諮問することといたしております。

以上でございます。

○村山(富)委員 地方雇用開発委員会を五カ所に設置する。これは特定不況地域を指定した地域もあるわけですが、自主的に自治体がある地域でつくるといふようなこともあり得ると思うのです。したがって、当面はこの五カ所を設置するけれども、その実績をにらみながら今後十分検討していただきたいことをつけ加えて要望して、私の質問を終ります。

○森下委員長 次に水田総君。

○水田委員 午前中に論議されました特定不況地域の離職者臨時措置法に関連する問題であります。午前中の答弁でも、大臣から、運用については弾力的なということが何回も出たわけです。

一つ例を申し上げたいのですが、たとえばいま業種指定されていないソーダ工業というのがあります。苛性ソーダの業界です。これは一昨年から昨年にかけてたくさんな人員整理が実施されておるわけです。五十三年の秋には日本曹達で五百十名整理されている。そのときも問題になりましたけれども、全く法の救済というものは受けられなかったわけですが、保土谷化学でも百名ぐらいの首切りが行われました。つい最近では若小牧ソーダが閉鎖する、こういう事態が起こってきたのです。しかし、法律上の恩典は全くこの業界についてはできないということなんです。考えてみると、現に適用されておる業種というのはたくさんありますけれども、それらに比べてもおおきな状態にある。現在の操業率が六〇%少々ということで、将来に向かつてそれほど持ち直さずということ、長い目で見て、年率三%か四%の伸び率しか見られないという業種なんです。しかし、たてりからいいますとなかなかその枠に入りにくいということなんです。一体このことを弾力的な運用という言葉の中でどういうふうにいって受けとめられるのか、あるいは現状をどういうふうにいって御理解なさっておられるのか。

もう一つは、午前中の答弁にもありましたけれども、この基準というのは二つあるわけなんです。念のためにそこあたり詳しく聞かしていただきたい、こういうふうに思います。

○細野政府委員 特定不況業種の指定基準は、いま先生からお話しございましたように二つあるわけでございます。これにつきましては、先生も御案内のように安定審議会にお諮りしてその意見を尊重して決めたところでございますが、その二つと申しますのは、一つは、その業種の事業活動それから雇用の状況を示すそれぞれの指標が、最近三年間とかあるいは最近六カ月というふうな形で見た場合に、これが減少傾向にあるということでございます。あるいは、製品または役務の供給能力が著しく過剰で、その状態が長期的に継続する、という、いわば非常に客観的な数値的な基準で

ございます。それから二番目の要件は、その業種が単に不況状態にあるというだけではなくて、その業種について、法令に基づく行為によって、直接、事業規模の縮小等が行われる、あるいは事業所管官庁の明確な政策方針に基づいて、事業規模の縮小等が行われるというふうに、いわば国の施策そのものとして事業規模の縮小が行われるという、この二つの面を要件にいたしておるわけでございす。そのことは、対象業種に対して特別の、たとえば雇用保険制度等を補完するための一般会計による特別の制度が用意されているということとの絡みで、いま申し上げましたような二つの点が必要になっておるわけでございす。

先生御指摘の苛性ソーダ製造業につきましては、この指定基準から見ますと、まず第一番目の事業活動なり雇用の状況に関する要件については、その細部はともかくとしまして、大ざっぱに見ましておおむね基準に合致しているのではなからうかというふうに私も考えているわけでございす。しかし、第二の要件でございす国の方針に基づいて行われる事業規模の縮小かどうかというところが一つ問題になるわけでございす。この点につきましては、その業種の構造改善対策につきまして業界内で現在検討中ございす。事業所管官庁としましては、業界の方針がまとまった段階で政策方針というものを具体化していきたい、こういうふうに考えているわけでございす。その検討結果を待って、先生御指摘の苛性ソーダ業界に対する業種の指定問題も私も検討してまいりたい、こういうふうに考えているわけでございす。

○水田委員 二つの条件で一つは合致しておる、こう言われるのですが、この苛性ソーダの業界というのは、御承知のように四十六年の水銀問題で、技術的な検討がまさに十分されないままこれは転換ということになって、隔膜法に変えられたわけですね。その場合の設備投資が一番金利が高いところである。ですから、一つは、不況と同時に、政府の方針によって、いま金利負担とい

う大変なものを余分に抱えた状態になっているという条件があるわけですね。それからもう一つは、労働省も御存じのように、苛性ソーダというのは、普通の業種のように大体融通した会社が十とか二十あるのじゃなくて、たとえば資本金何百億という中で全体の生産の中の三割くらいを苛性ソーダをつくっておる、あるいは中堅は苛性ソーダと塩化物を半々くらいにつくっておる。あるいはガラスというものををつくる。これは一つは自動車との絡みから、非常にいま好況の中にあるソーダですが、そこで全部吸収できるものもある。あるいは、さっき申しました苫小牧ソーダや北海道曹達あるいは水島の関東電化のように、きわめて小さいソーダ事業で、そして塩化物を有効に使って何とか生きていくという、まことに多種多様な業界で、資本の額から言っても、人員から言っても、業績から言っても、業界で自主的な話し合いでやれと言ったところで、これはとてもじゃないができる条件にない。そのことが今日まで適用されない主たる理由で、それですから、これから整理されるというのは、業界まとまってるの整理は数知れど、本来ならば、いままでにこそ救われるべきものが救われずに来たところに問題がある。私、弾力的な運用がなぜできないかという疑問を持つわけなんです。ですから、たとえば言いますと、自動車のフロントガラスをやっておるとところははずと好況ですから、それに供給するところとところは悪くないわけですよ。好況ですから、そんな特定不況業種に指定してもらっては困るというのが当然出るわけですね。もう一つは、財閥の会社であって、従業員が万とおりました、その中でソーダ関係が二、三百で、全体の生産額から言うと三、五というところは、ほかでカバーできますから、そこが少々悪くてもまあ二、三年耐えていこうという自力がある。そうでもない事業の中小が、まさにこの法律の適用を希望し、待っているわけですね。しかし、それができないままに経営を持ち切れなくて、そういう恩典を受けないでどんどん整理されていく。ですか

ら、そのところを弾力的に運用するという中で、何とか引き上げる方法はないものか。いま局長が言われたようなことでは、業界のあれが全部整理がついた段階、もうつぶれるところはつぶれてしまつて、初めてやりましょうかという形になります。私はそうとしか考えられないわけですね。

そこで、私は、この法律の運用の中で一番問題があるのは、基準年次のとり方だろうと思う。なぜかと言いますと、四十八年のオイルショックですぐショックが来た業種と、それから引き続き、たとえば造船は手持ちの仕事を持っていますから、二年ほど後へ残っていったわけですね。鉄鋼の方は五十二年、五十二年というのはまだ生産はそんなに落ちていない。五十三年でたつと来たわけですね。造船もそうです、四十八年にたつと落ちたのではないのです。ところがソーダは、四十八年のオイルショックの直後からたつと落ちてそこから横ばい、もしくは年三割くらいのあれですから、幾ら基準年次をとっても、そこではなかなか合致しないという問題がある。私は、弾力的な運用という中では、一つは、その基準年次のとり方を、これは業種ごとに調べてもらふにしたらわかるかと思う、繊維が一番来たはずです。だから、その業種ごとに、全く同じときに四十八年のオイルショックをもろに受けたということはないという事実、ですからそれを弾力的に、どう基準年次を見るかということが一つ。もう一つは業界の特性、大体融通した業態ならば話し合ひは非常に早くつくわけですね。なかなかこれがつかないという特殊な条件。もう一つは、政府の施策というのを考えた場合に、これはいわゆる水銀法から隔膜法に転換を命じたあとのときや方というものは、恐らくしやにむに見通しも何もありませんにやりました。そのことが今日のソーダの不況に二重、三重のかせになっているというところを考えた、そこを総合的に考えれば、その弾力的な運用、当然何らかの措置をやつてしかるべきで、融通した業種で見れば適用されたものはたくさんあるわけですが、ソーダだけが(2)の条件に見

合わない、また業界がいま努力しているけれども、まだ相当の時日がかる。時日がかって待ってみれば、最後にはもう全部人員整理が済んでしまつて、つぶれるものはつぶれてしまつた後で、適用しよう、要りません、とこういうことになる。そういう状態を考えたならば、私が申し上げたことについて、それぞれ考慮できる条件だと私は思うので、弾力的運用ということならば。

それで、一つは、基準年次のとり方というこの(1)の条項。法律を生かして使うなら、当然そういう見方をすべきだと思ふ。それから(2)の条項で言えば、一つは、直接ではないけれども政府の行政的な指導で水銀法を隔膜法に一律に転換させた、そして大変な余分の設備投資をさせられた、しかも金利は最高のものでいままだにかぶつておる、そういう問題がある。そして、いま業界としては六〇%の換率で、これから十年先を見込んで七二、三%の換率にしなければならないという見通しの業界ですから、これがこの離職者法の適用の業種指定がされないというのは、むしろ常識的に言えばおかしい話なんです。ですから、これは法律を生かして運用するというならば、(1)の問題については基準年次のとり方、(2)の問題については、政府の方針で強制的に隔膜法に転換させたこと、そしていま努力している見通しというものは、ある程度業界のむずかしさを考慮して、若干時日がずれても、それを見通しがあるというところと救い上げるというようなことは、やろうと思えば、本当に業界の実態を御存じなら、私は不可能なことじゃないと思ふのです。

私の話を聞いて、大臣ひとつ。これは本当に深刻な問題なんです。ここに働いておる連中あるいは会社にとつても大変なことなんです。この離職者法が適用されて、根本的に全部が解消するといふものではないのです。せめても、これだけの不況の中でみんながんばってきた、それだけの程度の手当てはされてきた、しかし一番救つてほしいところが救われないというのがこういう法の運

用の問題で起こっていることを御理解いた
だいて、何らかの救済の方法をぜひ御検討いた
さいたいと思うのです。

○細野政府委員 御指摘がありました中で、第一
の要件の見方の基準につきましては、先ほど私か
らも申し上げましたように現在かなり弾力的な考
え方を取り入れておりますので、おおむね合致し
ているというふうに見ていいのじゃないかと思っ
ているわけです。

問題は第二の方の要件でございます。この点
につきましては、何といいたしても、事業所管官
庁自体のそれについての明確な政策方針は立って
いないというのが事実なわけでございまして、そ
ういふ意味で、これを、明確な政策方針に基づき
と困難でございます。そういう意味で、事業所管
官庁にこの問題についての政策方針をもっと早く
明確にするというふうに、私どもの方から先生
のお考えをよく伝えたい、こういうふうに思っ
ておりますけれども、そこを弾力的にと言
われても、なかなか困難な状況にあるわけでござ
います。

そういう意味で、私どもとしてもかなり弾
力的には判断をさせていただいてるのでござい
ますけれども、現状においてはこれを特定不況業
種として認定することは困難である。

ただし、先生も御案内のように、たとえばこの
不況業種の指定を受けた場合に保険の九十日の個
別延長等の問題がございまして、しかし中高
年層の方であればこれは六十日の個別延長とい
うような制度を全国的にやるとか、あるいは不
況地域等につきましては安定資金を全面適用す
るとか、特定不況業種の指定をされたところとオ
ーバーストするようないろいろな施策を現在とっ
ておりまして、その差というのでもう大きな著し
い差にはなっていないわけでございまして、そ
ういふいろいろな補完的な制度で、現在実際にお困
りのところについてはかなりカバーしているの
じやなかろうか、こう考えているわけでござい

ます。

○水田委員 これは余り詳しく申し上げたくない
のですが、昨年の七月に、ゴム履物業界について
指定してもらったわけですが、いま言われた第二の
条項について、政府の政策方針という、このやり
方の問題があると思うのです。これはゴム履物
については、いわゆる韓国、台湾のから圧迫さ
れてどうにもならないという中で、そういう手当
てをしたわけですが、これに比べてみますと、こ
の方はもっとひどいわけですね。ですから、たと
えば業界から出るものは、見通しとしては操業率
〇%で、とにかくこれは何らかの生産調整が設備
廃棄か休止をしなければならぬですね。ただ問
題は、なかなか話がまとまらぬというの、これ
がまた、政府の方針によって転換したため、設備
廃棄は古いものから廃棄するのが常識なんです
が、ところが新しいものが隔膜なんですね。古い
もので残っておるのは水銀法なんですね。だか
ら、品質の点と実際の売れ行きから言え、古い
ものをつぶすわけにいかぬ。二重、三重に、政府
のいろいろな強制的な転換によって起こったこと
が、今日のこの調整さえもできないということに
なっているのです。

それからもう一つは、通産省の指導で生産調整
をするということになるのか、そういうアクション
がなかったということであるのかどうかという
ことも、実はソーダ工業会の亡くなられた三好会
長が、塩が割り当て制だから、そこでコントロ
ールするから、業界の自主的なあれで生産調整はし
なくてもいいのだと言われた、そのことが引か
かっておるような気がして仕方がないので、す
なわち塩が専売ですから、そのところで事実上は生産
調整というのがされているわけですね。ですから、
そういう条件も考えてみれば、業界から何らかの
あれが出ない限りというの、私は相当先になる
と思う。

さつきから言いましたように、業種が千差万別
で、大きいところから小さいところ、専業があれ
ば、ごく一部がある、半分以上はある、そして

業種によってはいいところがある、どうにもならな
いところがあるというようにございまして、それか
らもう一つは、生産調整についても、いわゆる塩
の専売というところでコントロールされておるか
ら、業界が、とにかく設備廃棄へいくまでの間こ
ういうことでもやろうかという話は話をしてな
くてもいいというものが、むしろ、通産の受け取り方
としては何にも努力していないじゃないか、こうい
う話になるわけですから、私がいま申し上げたよ
うなこと全部を詰めながら、これだけの業種にい
つまでも適用されないというの、業界で一生
懸命やっていきなさいということでは、私も業界
には一生懸命やっていきますよ、あなた方業界が何
らかの基本的な方向だけでも出さないというこ
とをこの一年来ずっとやってきているわけでは
ない。それでなおかつ困るのは、現にこうやっては
み出してくる労働者が困るから私は申し上げるの
で、その点は業界にもよく伝えておきますとい
うくらいでは困るのです。

大臣、私の話を聞いていただいで、どうです
か。これは局長もよく御存じなんです。どの業種
よりもひどい業種の中で、なお救われない業種の
一つというものはよく御存じなんです。私が
申し上げたように何らかの弾力的な運用という中
で、(2)の条項についても、一つは政府の施策によ
って転換をさせられた、そのことが余分に加わっ
ておるわけですから、それからもう一つは、生産調
整というやうな行為というのが政府の政策方針か
何かということによってないというの、それは
ないのじゃないかと、塩が国の専売だということ
です。それでコントロールされている、現実にはもう六
〇%の操業しかされてない、将来見込みとしては
すぐに八〇%、八五%の操業率に回復する見通し
は全くないというところでありまして、何らか
の休廃止をやらざるを得ない。ですから、基本的
な方針くらいでも出れば、この(2)の条項該当とい
うようなそういう配慮というものは私はぜひして
もらいたいと思うのです。いかがです。

○栗原国務大臣 ぎりぎりどういうふうにしたら

ばこれが適用できるか、適用できないゆえんのも
のは何かということにさらに検討してみまして、
その上で、労働省だけでできることであれば労働
省で処置できますが、労働省以外のところとも相
談をしなければならぬという場合には、そういう
ことを踏まえて適切に、できるものはできるよ
うに、できないものはこういふわけでできないとい
うお答えをいたしたいと思います。

○水田委員 はい、わかりました。

いま雇用問題というのは一つの業種でも問題が
あります。地域でも問題があるわけですね。こ
れもいわゆる業界における構造改善という中で起
こってくる問題、恐らく大臣もお聞きになってい
るかもしれませんが、アンモニア肥料の関
係が構造改善ということでこれから設備廃棄を
やっていくことになっていくわけですね。これは
アンモニアが二九・七%、尿素が四三・三%、も
ともとはアンモニアが二〇%、尿素が四〇%、湿式燐
酸二〇%ということをやったのですが、ずっと調
整する中でこういうことになってきたわけですね。

いま三菱グループというのが最後に残っている
わけですね。ここで考えてほしいのは、そこで廃
棄になったところは、法律でこういう恩典があり
ますよということだけでいいのかどうかという
こと、その以前の問題として、私は雇用問題と
して考えていただきたいのは、これは名前を挙げ
て悪いかもしれませんが、三菱グループではい
ゆる鹿島コンビナートの中における鹿島アンモ
ニア、それから小名浜の日本化成というところで、
いずれもアンモニアをつくっておるわけですね。こ
れはアンモニア全体をグループの中で何%とやり
ますから、それぞれを何%削ったということには
ならぬわけですね。で、いずれを落とすかとい
うことが検討されておるわけなんです。そういうこ
とは当然業界が自主的にやることであって、国が
とやかく口出しすべき問題ではないのです。こ
こでそういう問題を考えるときに、たとえばその
地域における雇用問題の影響ですね。これは大変
な違いがあるわけですね。いわゆる鹿島コン

ピナートの中における鹿島アンモニアというものの全体の中に占めるウエート、これは住友の金属を中心とした鉄鋼、それから石油化学が張りつめた日本有数の、完成すればいまだ言えれば恐らく最高のコンビナートです。ところが、片一方の小名浜の方へいきますと、小名浜の日本化成というものはアンモニアとコークスなんです。これがメインになって、そこからアンモニア及びコークスガスが周りの工場へいつて、コンビナートが成り立っているという小さなもので、いわば大人と幼稚園の子供くらいの違いのコンビナートということなんです。この日本化成のアンモニアをつぶすという事になりますと、あとはコークス炉だけですから、周りの工場とは全く関係がなくなり、周りの会社も全部原料がとまるし、アンモニアを一々ボンベで持つてくるかということになるわけです。

日本化成を中心とした小名浜コンビナートは非常に小さなものですが、それでも六千人の労働者がおる。それで、肥料の構造改善でどっちかをばつとやつて、たとえば小名浜をつぶすしますと、小名浜の工場地帯は全部つぶれるということですから、いわき市は人口が三十三万人ぐらいますが、二十六万人が署名をして、これは大変だということ、私どもは会社の自助努力の中の何をつぶすかということにまで触れようとは思いませんけれども、少なくともこれを考えた場合、小名浜というのは常磐炭鉱がつぶれてきたところで、そしてその中でさきやかなコンビナートを市民全体で支えて、六千人というのですから、家族を含めて一世帯三人としても二万人近い家族が生活しておる、それがべつしやんこになるというので、その地域の雇用問題は当然考慮しなければならぬのではないかと。そういう点について、これは法律にあるいは権限としてやれるという問題ではないのですが、私は、離職者法の適用以前の問題として、不況地域なら地域指定をすればいいという問題ではなくて、それらをそうならないよう地域の雇用対策として何らかの物を言うことはできない

のかどうか、あるいは何らかの方策はないのか、非常にむずかしいと思うのですが、その点について局長なり大臣のお考えがありましたらぜひ聞かせていただきたいと思うのです。

○細野政府委員 先生もお触れになりましたように、原則論から申しますと、個々の企業の経営問題に国が直接関与するというのにはいろいろ問題があるわけでございます。しかし同時に、先生いま御指摘のように、地域に非常に大きな影響を及ぼすという状況でございますし、それから私どもの方にも関係の市町村あるいは関係の団体等からの強い御陳情もあつたわけでございます。そういう観点から、私ども、この場合の合理化計画の中心的存在でもある三菱化成の幹部に来ていただきまして、実情を伺うと同時に、経済の合理性という問題があると同時に雇用という問題もありますので、両方の調和に十分配慮して考えてくださるというのを、この二月二日に要請をいたしているわけでございます。

現在まで私どもが聞いていたところでは、合理化計画そのものはとらえず実施が延期されました、なお検討が行われている模様でございますけれども、具体的な実施時期とか内容等についての結論が出るにはさらに相当時間がかかる、こういうふうなことでございまして、私どもも事態の推移を注目している、こういう状況でございます。

○水田委員 答弁されるとおり直接介入できる筋合いのものではないけれども、事態が起こればこれは大変深刻な問題なんです。ですから、事態の推移を見守るというふうなことでは私は困ると思ふのです。ですから、ただいま一遍呼んで聞かれたと言つたのですが、そこらあたりをもう一度、いわきという市の三十三万市民にとつてみては大変なことなんです。ですからもう少しく、単純な将来のあれからいへば、新鋭設備を残して古いのをつぶそうというのは恐らく常識的になるわけですね、そうなる可能性がきわめて強いわけですから、法律的にどうこうできないけれども、地域の雇用問題として何らかの慎重な扱いを

というのを、大臣あたりからでもどこかあるいは通産と話をしてもらうとか、その辺適当に、余り具体的に申し入れはできないと思ひますけれども、よろしく願ひしたい。

それから、もう三菱化成というよりはこれは銀行サイドになっていきますから、そこらあたりへは、地域雇用という問題でわれわれは重大な関心を持つておるので、慎重なというそういう程度のことでもやつてもらわないと、私は一方的な形で押し切られる心配があると思うのです。もちろん私も、どつちを残してどうしようかを言える立場ではありませんから、それは申し上げませんが、少なくとも労働省として、その程度のことをこれからの問題としてぜひ物を言つていただきたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○細野政府委員 先ほども申し上げましたように、二月二日には、うちの事務次官から三菱化成の副社長に對しまして、先ほど申しましたような、経済の合理性と雇用問題との調和ということについての配慮は十分してやつていただきたい、ということをお願いいたしまして、これに對しまして副社長から、できる限りの配慮をしたいという答えを得、かつ、先ほど申しましたように現在の進捗状況が、現在検討中であるけれども具体的実施の時期なり内容等の結論が出るにはさらに時日を要する、というふうな御報告をいただいているわけでございます。ですからこの段階において、さつき申しましたように事態の推移を見守つていこうというわけでございます。決して要請しつ放しで全く手をこまねているというわけではないわけでございます。

○水田委員 それでは、今後事態の推移を見ながら、物を言うべき必要があれば言う、こういうぐあいにお考えになつていられると理解してよろしいですか。

○細野政府委員 事態の状況に應じて適切に對処してまいりたい、こう思つております。

○水田委員 ぜひそのようにお願いしたいと思ひます。

雇用問題で、大臣が私どもの村山委員の質問に對してお答えになつていますが、経済界の代表の方々に、いわゆる減量経営ということで必要以上な人減らしというところは慎んでもらいたい、こういう発言をなさつておるわけです。きょう現在、大臣のお考えは、いままでいろいろ経済団体と話されて、そんなことはないという話も出ておつたと思ふのですが、この不況の中でいまでもこの申し入れた気持ちというのには変わりありませんか。

○栗原国務大臣 変わりございません。経営者が減量経営に藉口して人減らしをするということは誠に慎んでいただきたい、またわれわれは、経営者の方々がそういったことを社会的責任とお考えにならないような徴候があれば、随時そういうことのないように強い要請をいたしたい、こう考えております。

○水田委員 そこで、住友重機の指名解雇の問題なんです。多くの会社での人員整理というのは、いろいろやり方には問題がありますが、ほとんどが希望退職というものでやられてきた。それだけに労働省も、いま大臣が言われたように、不況を理由にした必要以上な、いわゆる減量経営というところでの人減らしというのは避けてもらいたいというお気持ちから見て、指名解雇というのは非常にショッキングな、この不況の中で労働省が取り組んできたことに対する、その顔を逆なでするような措置だったと私は思ふのです。これは大臣が社長をお呼びになつて申し入れされておると聞いておるんですが、それはありませんか。

○松井政府委員 まず、この住友重機の労働省が対応した経緯について申し上げます。それからその過程におきまして、大臣が社長をお呼びになつた事実はございませんでしたが、次官が呼びました事実はございませんで、その辺の対応の状況をちよつと御説明してみたいと思ひます。

昨年の十一月ごろにこの住友重機の合理化提案が出まして、非常に大規模なものでございますので私どもも非常に注目しておりました。ことしの

二、三月ごろになりまして、だんだん大詰めになってまいりまして、指名解雇というふうな話も出てまいりまして、新聞などでも取り上げられ、また当衆議院におきましてもまた参議院におきましても、いろんな委員会での住友重機の関係についての御質問があったわけでございます。そういうことから、私どもも大臣の御指示を受けまして、それでこの住友重機の関係者、責任者、たとえば労働担当の重役だとかあるいは組合の側も全造船の委員長の方にも来てもらいまして、それで、何とか指名解雇を避けて事態の話し合いによる円満な解決というものはできないものか、というふうなことを双方にお話ししてきたわけでございます。特に、これを三月十五日でございましたが、かなり大詰め段階でこの問題がややむずかしくなってきたりまして、岡山地方労働委員会にかかりましたところとほぼ前後しておいた時期かと思ひますけれども、そのときに私どもの北川事務次官が西村社長を呼びまして、そして、この問題について話し合いによって円満な解決ができないものか、さらにそのころには岡山地労委の和解というふうな話も出てまいりましたものでございまして、それから、これにも柔軟に対応してもらいたいという要望を申し上げたわけでございます。

ところで、この岡山地労委の和解の工作につきまして、先生御案内のようにかはばかしくいかなかったわけでございますが、それがうまくいかないというところがありまして、直後に、今度は私どもの労働局長が、この住友重機の労働担当の重役それから全造船の委員長、それぞれ個別に呼びまして、岡山地労委の経緯も詳しく聞きながら、さらに、双方基本的な立場はあるだろうけれども、何とか解決に行く道はないかというところで、突っ込んだ話を伺ったわけでございますけれども、双方の基本的立場もありまして、残念ながら解決の条件と申しますかそういうものは見出せなくて、結局指名解雇が行われ、そしてまた、組合の方からそれを裁判所に持っていくというふうな事態になってまいった、こういう経過でございます。

○水田委員 次官が社長を呼ばれたときの社長の回答というのは、どういふものですか。社長の回答と、それから恐らく兵頭労働担当重役だろうと思うのです、地労委が不調になったときは、そのときの兵頭労働担当重役の回答というのは、どういふものですか。

○松井政府委員 次官の方からの要望は、事態の円満な解決のために十分努力してもらいたいという趣旨のことを申し上げて、それに対して西村社長の方も、せつかくの要望ではありぜひ努力してみろ、という趣旨の回答がございました。労働担当重役からも、同趣旨のお話があったと存じます。

○水田委員 この住友重機は、もともと千九百名の人員を整理しなければならぬという、途中で千二百人というところに減らしたわけですね。そして希望退職を募った。全体の中で残ったのが、ちよつと人数は忘れまして、恐らく浦賀と玉島を含めまして百人少々というところですね。ですから、会社の経営実態を調べてみますと、五十二年度の決算が税引後の利益は二十八億七千万円、配当を二二パーセントやっていますね。それから五十三年度の決算、これは予想なんです、税引後の利益が五億ないし十億で六パーセントの株主配当をやる、こういう予定なんです。それから受注残が二千八百億円ある。内部留保は好況のときの分で五百八十億円。人数からいいますと千九百人やらなければならぬというのが千二百人になり、ほぼそれに近い者が希望退職で出た。そして残りが百名少々ですから、この経理内容から見れば、もうこの会社がもたないというのじゃないかというふうなことから考えれば、少なくともさき大臣が言われたように、ここで強引に指名解雇というのはいまだまでの労使関係のいらいないきさつがあることはあるのですけれども、少なくとも、今日言うところの造船不況に際して、この会社が生き残っていくための適正な解雇の枠をまさに逸脱して、おもしろん仕事のしようが悪くて懲戒解雇にな

るといふのは別ですよ。これは好況、不況に関係ないわけですからね。しかしこの場合の指名解雇というのには、まさにこれに藉口してやっとなしとか考えられない、こういうぐあいに私は思うのです。大臣、どうですか。いま私が申し上げたように、会社の経理内容はこういう状態で、そして一万人からおつたのを千九百人減らす、千九百人を減らさなかったら倒れるという言い方をして、そして千二百人、ほぼそれに近いものが希望退職が出て、玉島だけで言いますと残ったのは十八名でしよう。しかも地労委の和解の中では、半分は残してもいいと言いつつながら、和解ができなかったからそれも全部首だというのです。まさに懲戒解雇のような形ですね。だから、そういう点から言え

ば、いまの不況を理由にした会社のやり方は、ほかの会社もそういうことはたくさんあったわけですから、労働政策上の必要からやっとなしと思えな

い。しかも、労働省からの申し入れで十分それにこたえるというところで話をしながら、しかも地労委の和解の中では、そういう意を受けて、半分ぐら

いは残していい、これだけを認めてくれればという物の言い方は、それも本当に会社経営を何とかもたすための、これだけの人数は何とか協力してくれぬかというところと、まさに労働対策上、これは会社にとつて思わしくないという者をこの際切ろうというところにこの人員整理を使

つておるとしか思えない。そのことが、いまそこに働いておる労働者の反発を買って裁判にもな

つておるわけですが、大臣が言われたように、私は、まさにこれは減量経営に藉口したいわゆる人

というよりな理由でこれから人員整理をやるとい

うところに、大変な影響を及ぼすと思うのです。労働省としては少し強気で、これも労使のことです

から余り介入できぬかもしれませんが、少なくとも、いまの雇用問題についての政府の方針に盾

突くような、まさに顔を逆にするようなやり方をするのであれば、というぐらいいきさつな態度

は持っているだけではないと、これだけ、百二十万から出た失業者が何とか仕事を言っている、それを一生懸命やっている労働者の立場というのが、まさにこのことになつてしまふのじゃないか、私はそういう気持ちがいりますのですが、いかがですか。

○松井政府委員 私ども、もちろん減量経営に便乗したと申しますか、藉口したような人減らしというのにはあるべきではないと存じますし、また原則として、こういう人員整理の問題は、指名解雇ではなくて、やはり話し合いによるべきであるというのが基本だと存じます。それで、この問題につ

きまして住友重機の方々とお話しをいたしました折にも、そういうことは常に申し上げております。それからまた、先生の御指摘の会社の経理内容については、これはよく聞かされたか、洗ったかというふうな御質問もございましたが、私どもも、こういうふうな話を聞くに当たりましては、会社の状況も承っております。ただ、実際問題といたしまして、このような原則に従ってやっているといたしまして、個々の会社の問題、それから労使関係の問題というのはやはり話し合いによってやることをお勧めいたしますけれども、最終的には私どもとしてどうしろこうしろというわけにはなかなかまいらぬわけでございますが、常にそういう基本的な立場についてはお話ししておるわけでございます。

らもまた全造船の委員長からも、率直な打ち明けた内情は承ったわけでございます。そういうことで、そういうことを踏まえて解決の条件はないものかと考えてみました。双方の基本的な立場もありまして、なかなか、このようなことでお話し合いになったりいいのではないかと、いろいろとこのままでは、残念ながらもいらないなかつたというのが実態でございます。

○水田委員 いろいろな会社の体質がありまして、私が在籍した会社はいま三千人ほど余っておりますけれども、そのかわり給料は当分上げぬぞということで、いわゆる新規採用をやめて自然減ということとで三年ぐらいがなばろう、こういうことでやっていると、これはやはり社内の留保があり、長い歴史があるからできる、この住友重機というの長い歴史があつて、これだけの社内留保があるのですから、いろいろとそういう体質の違いはあるにしても、どこの業種もどこの会社もそういう努力をしておるさなかに、解決できぬはずがない。そして労働省も、労使は自由なのです、造船も悪ければ、これは労使の問題ですからやらなければ仕方がありませんというふうなものです。そのためにどれだけ政府が、造船の不況対策に力を入れて仕事をくつたり、あるいは受け皿としてどうする、地域指定をどうするということなことで、ほかの業種に比べては非常に手厚いあれをやっておるわけでしょう。それはありがたういただきます、しかしうちの方はもうけをもっと上げなければならぬから、必要以上の首切りも世間を騒がしてやり出すというふうな態度をとられて、労働省が黙っておる必要はないと私は思います。もちろん労働省の方で、こうしろという命令ができませんのは私もよく知っています。知っていますけれども、少なくともいまの雇用問題がこれだけ厳しい中で、ほとんどの会社が、こういう場面を避けるべく、涙をのみながらお互いにやっております、特に労働者が一番涙をのんでおる、そういう中でやってきておるだけに、いま言われたようにやってきたけれどもだめだつた、あとは裁

判所でやってくれということではなくて、少なくともその姿勢については、この前次官が呼びになつてやつたのなら、いま地労委の調停が不調になつて時間切れになるような状態でやられたけれども、今後の労使関係というのを考えても、もう一遍再考すべきじゃないかというふうなことは申し入れていいのじゃないか。これは労働省は、全国の各業界に対してもしつつかぬでしよう、これからどこを指導するにしても、労働省が、できるだけ話し合いで、指名解雇を避けて、混乱を避けて、受け皿はわれわれも一生懸命やるけれどもと言つても、あそこがああいうことをやっておるならうちもやりますよ、それはつづれるときには労働省が全部めんどろを見てくれますからね、こう言われたら、労働省は雇用問題に対して、各企業に対する指導性というのは全くなくなると思ふのです。

大臣、私は、法的に言えばもうそれ以上のことは言えない問題だということとはよく承知しております。しかし、少なくともいま置かれておる全体的な雇用問題ということから、一つの企業の問題ではあるけれども、どうしろという命令をしたり指導をすることはできないが、労働省の会社に対する気持ちだとか意思表示だけはきちつとすることはしてもらわれないと、後の示しがつかないと思ひますが、いかがでしょう。

○松井政府委員 大臣のお答えの前に、最近の発展について申し上げたいと思ひます。

これは先ほど申しましたような経緯でございますので、私も解決の糸口をいきなり探すとすることはなかなかむづかしいと思つておりますが、実は去る二十日でございますか、総評の役員の方と住友重機の会社の社長でございましたか、お会いになりました。そして、少し話した合を再開してみたらどうかというふうな会談と申しますか、そういうものがあつたようでございます。それで、私も労働省の方からその連絡をいただいております。それできょうでございますか、さらに今後どのように話を詰めていいたらい

いかということ、住友重機の担当重役と総評の担当の役員の方との間で話し合いを始めておられるようでございますので、私もとしまして、このような形で、もし双方の話し合いが実際のな中身に入つていくことができれば、労働省としてもその場面で場合によつてはお手伝いできるようなチャンスもあるのではないと思ひますので、そのような折には、私もといたしましても、また双方から話を伺いながら間に入つてお手伝いをするというふうなことは、喜んでそのような方針でやつていきたいというつもりでおります。

○栗原国務大臣 私が次官に言ひまして、この問題はよく会社の責任者を呼んで話をしなさい、特に労働側からはいろいろと意見があるようだからということ、強く要請をしたらどうかという話だつた、それで一時は大分いい方向に向つたやうに思ひました。ところが、こういう労使の間と云ふのは、ひよつとしたところからつまずくのでしよう、そういういま裁判所で係争中、こういうふうになつてゐるわけです。

労働省が毅然とした態度をとれというのは、私も毅然とした態度をとつていないとは思つていない。ただ毅然とした態度というのは、法的にこうせよ、ああせよと言えないところに非常に悩みがあるわけです。また会社経営者からいいますと、われわれの胸の内も承知してくれという訴えもあるわけです。そのことがうそであるか、うそでないかという判定もなかなかむづかしいところ、われわれとして非常に苦勞するところ、ございしますけれども、われわれは基本的に、減量経営に藉口するということについてはどこまでも慎んでもらいたい、という方針でいくつもりです。

ただ、私が言うまでもなく御存じでしょうけれども、こういうこじれにこじれたものは、関係者がたゆまず努力をしていく環境をつくつてあげて、一遍に解決しないからだめだというのではな

政府委員の方からも答弁がありましたとおり、そういう環境も状況もまた生まれつつあるようでございますので、われわれとしてそれに対してお手伝いできることについてはお手伝いをする、そういう気持ちにはやぶさかではございません。

○水田委員 いま大臣から御答弁いただきましたように、訴訟になつておるからそれつきりというのじゃなくて、できれば、こういうことで指名解雇になつたけれども、これを消すための努力は労使もやらなければならぬでしょうが、そういう中で、労働省も役割りを果たせる場面があればぜひ果たしていただきたい、そういう御要望を私は申し上げておきます。

それから、もう時間ありませんから最後に、これもいさぐと問題ではありませんが、大臣に御理解いただいておきたいのは、法律の適用とか運用ということ以外に、造船で、これは会社の名前は申し上げませんが、子供連れがみんなそれで泣いたわけなんです。五十三歳、四歳というのは、考えてみますと、昭和二十年の敗戦の中からは今日まで造船業界を背負つてきた、現場で中心になつて、非常に安い賃金で、食べるものもない状態の中から、今日まで支えてきた。その連中が、希望退職と言われながらも、実際問題として五十歳以上は全部やめざるを得ないような中で、町にほうり出されてゐるわけです。

どういふことかと言ひますと、これ以上の者は希望退職を申し出てくれ、申し出ない場合には、どこか系列の、自分のところと離れたところに、定年まで二年ほどですから、単身で行つてくれというわけです。これは子供の年ごろからいって、また本人自身の年からいって、チョンガーで生活するといふことはとてもじゃないが耐えられない。すると、自動的にやめざるを得ない。私に酒を飲みながら泣いて訴える、私は三十何年間一生懸命やつてきたが、そういう形でいまやめざるを得ないと言つて、それで泣くわけです。何人もそういう人がおります。そして、千五百人からの人がそういうことで町に出ていっているわけです。

いわゆる不況地域に指定されております地域ですけれども、そういうところというのははみ出した人は大体そういう人で、そして、ほとんど一生を造船という仕事についておりますから、ほかの業種にかわろうにもなかなかかわれない。地域の産業自体が造船と関連するところですから、そこからどこか遠いところへ行けば全然別の職種があるかもしれないけれども、そういう状態の中にあるということなんです。そういう実態というものを、法律をつくって救済なりをすれば大体救済されるんじゃないかということではなくて、この不況の中で労使の中における労働者の置かれておる立場、一人一人の失業者というのはどういう形の中に出てきておるのか。そしてそれが、再就職といっても、午前の答弁にもありましたけれども、数だけ見れば四〇％就職しています、こう言うのですけれども、前の賃金に比べて全く同じで行っておるかというと、恐らく七掛けとか、いい人で八掛けでしょう。悪い人などは六掛けでも、雇用保険が切れればそういうことで家族を養うために行かざるを得ぬ。いま、そういうわびしい気持ちのこのようなくさんの失業者がおるということを御理解いただきたい。

なお私は、法律上の救済だけではなくて、先ほど来三つほど申し上げましたけれども、現実の問題としての地域の雇用問題あるいは、住友のような会社は十分に成り立っていくと私は見ていますが、それでもなおかつ、首を切られた十七人という者にとっては、家族を抱えて大変な問題なんです。生き死にの問題なんです。そういう労働者がたくさんおるといふことを御理解いただいで、なお雇用対策に万全の対策を講じていただくように要望申し上げます、質問を終わりたいと思います。

○森下委員長 次に、古寺宏君。
○古寺委員 さきに、衆議院における五十四年度予算審議に当たりまして、公明党・国民会議は、民社党と共同して、政府・自民党に予算修正を要求いたしましたして、自民党から回答を得るとともに、

に、予算委員会において大平総理から、同回答に沿って努力をする旨の御答弁を得ております。つきましては、すでに年金等の改定については、私どもの要求どおり、当委員会の審議を経まして、老齢福祉年金の月額を八月から二万円に引き上げるとともに、老齢福祉年金以外の福祉年金、五年年金並びに福祉年金に連動する児童扶養手当等の引き上げについてもこれに準ずることになり、衆議院を通過いたしております。

そこで、これを除く二項目、雇用対策の強化、住宅宅地対策の拡充については、昨日自民、公明、民社三党が、さきの回答に基づき具体的な措置について協議いたしました。自民党から、次に述べるような具体的な回答を得るに至りました。これらの回答はいずれもさきの自民党からの回答をより具体化したものであります。当然政府としてもこれを実行に移されるべきであり、この際、政府のとるべき具体的な措置について明確な御答弁を承りたいのであります。

○古寺委員 第二に、定年延長奨励金及び継続雇用奨励金の支給額の引き上げについては、定年延長奨励金は中小企業三十六万円、大企業二十七万円とする、継続雇用奨励金は中小企業十八万円、大企業十三万五千円とする、これを中央職業安定審議会の議を経て、できるだけ早く実施すると回答を出されております。直ちに対処され、その実施時期は何時ごろとなるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○細野政府委員 定年延長奨励金と継続雇用奨励金につきましては、いま先生から御指摘のありました、それぞれの金額をできるだけ早く安定審議会の議を経て実施をいたしたい、こういうふうに思っているわけでございます。

○古寺委員 各種雇用奨励金、中高年齢者雇用開発給付金については、その運用が厳しかったため、適用を受けない場合が多いとされております。企業が直接雇用した場合などは、事後承認でこれら給付金を支給するなど弾力的に運用すべきではないかと考えますが、いかがでございますか。

○細野政府委員 これらの奨励金なり給付金が、できるだけ雇用促進の効果を持つように弾力的に運用すべきであるという点については、私どもも同感なわけでございますが、ただ、いま先生御指摘のように、全く事後承認で、事実上雇用の促進の効果が上がらないというものについてまでこれを支給するということは、なかなかむずかしいのじゃないかろうか、こう思っておるわけでございます。

○古寺委員 次は、中央卸売市場と地方市場の問題です。これにつきましては、わが党としては、中高年齢者の急速な増大の推移から見て、中高年齢者の雇用確保がきわめて緊要であることから重大視し、すでに国会に定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案を提出いたしております。年齢による雇用差別を禁止する同法案の趣旨に沿って諮問するとともに、その時期についても今国会の会期中に諮問されることを要求いたしますが、政府はどう対処なされるのか、承りたいと思ひます。

○細野政府委員 御指摘の問題につきましては、立法化問題を含めまして、定年延長の実効のある推進方法について雇用審議会にお諮りをしたい、こういうふうに思っておるわけでございます。具体的な諮問の仕方なり時期等につきましては、さらに関係者ともよく検討した上で対処したい、こういうふうに思っておるわけでございます。

○古寺委員 次は、労働市場センターの雇用情報機能の充実については、学識経験者による雇用情報研究会を設置し、機能の充実を図る方向について調査研究を進めると回答がございました。今後の雇用情勢から見て、求職・求人、職業訓練等について、雇用情報の内容と情報提供の拡充が要請されます。したがって、雇用情報研究会には労使代表の参加を得ることも必要と考えますが、同研究会の設置時期とあわせて政府はどのように対処されるのか、お答えを願いたいと思ひます。

○細野政府委員 この情報関係の業務というものは、かなり技術的、専門的な知識が必要でございますので、そういう意味で私どもは学識経験者による情報研究会を設けたい、その機能の充実を図る方向で調査研究を進めたい、その過程でいろいろ労使の御意見等も反映できるようなことを考えてまいりたいと考えておるわけでございます。それから、研究会はできるだけ早く設けたい、そして情報機能の強化が早く実現するように努力をしてみたいと思っておるわけでございます。

題について承りたいと思いますが、最初に農林省に質問を申し上げます。

現行の卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画は、昭和五十年に策定されたものでございますが、五十六年から第三次の整備基本方針及び整備計画によって今後整備が進む、こういうふうになっていくわけでございますが、大体いつごろまでに基本方針及び整備計画を策定する予定になつていくか、お伺いしたいと思います。

○穂積説明員 たいだい先生のお話のように、卸売市場の整備につきましては、卸売市場法の規定に基づきまして、まず国が卸売市場整備の基本方針を定めております。これに基づきまして、国が中央卸売市場の整備計画、それから各都道府県がそれぞれの市場の整備計画を立てるためになつておりました。これは昭和四十六年の法制定以降十年間の基本方針なり計画といつたして立てておるところでございます。

ただいまは、お話しのように昭和五十一年度から六十年度までの十年間の整備基本方針と整備計画がございまして、これを法律の規定に基づきまして五年ごとに見直しを行うことになつております。

したがいまして、ただいまの第二次の基本方針なり整備計画を第三次の基本方針あるいは整備計画といふことで、昭和五十六年度から十九年の計画として策定する必要があるわけでございまして、このために、実は昨年十一月末に、卸売市場審議会の懇談会にお諮りいたしまして、卸売市場審議会の専門調査会を設けて検討を進めるということにいたしましたわけでございます。

この専門調査会は、昨年十二月からすでに関係の業界あるいは学識経験者に専門調査委員をお願いいたしまして、検討を始めております。この検討の予定といたしましては、明年三月ごろまでをめどに専門調査会としての意見の取りまとめをお願いいたしまして、これを市場審議会に出していただき、その専門調査会の取りまとめ、報告をベースとしまして、市場審議会においての基本方針

針の策定を来年の十一月に予定しております。その基本方針を受けての整備計画の策定を、昭和五十六年度予算と並行いたしまして作業をする予定でございます。第三次の整備計画につきましては昭和五十六年三月に確定する予定で取り進めていくところでございます。

○古寺委員 その基本方針とか整備計画をつくるに当たって、市場の中で働いております労働者の安全とか健康、あるいは快適な作業環境というのが検討の中に入っておりますか。

○穂積説明員 実は、ただいまの第二次基本方針におきまして、お話しのような市場関係の就労者についての労働条件をよりよくするということが盛り込んでございまして、今度の第三次の検討におきまして、そのような労働環境の改善等を盛り込む方向で検討してまいりたいと思つております。

○古寺委員 それは今度の、あなたがいまお答えになりました審議会の専門調査会のごこの部門で検討なさるのですか。

○穂積説明員 専門調査会は総合部会と物別の部会、具体的には青果、水産物、食肉、花卉と、各物別部会に分かれて検討を進めておるところでございます。御指摘の点につきましては総合部会においてその辺の御意見は伺つてまいりたいと思つております。

○古寺委員 それでは、その総合部会の構成メンバーの中で、いわゆる労働環境なり労働者の安全とか健康を今後どのように整備計画に盛り込んでいくべきかというこの専門家はどなたでございませうか。

○穂積説明員 御質問の点につきましては、そのよう具体的な専門家としての委員はお願ひしてはございません。ただ学識経験者ということで市場関係の諸問題に精通している先生方をお願いしておりますので、その辺は御相談してまいりたいと思つております。

○古寺委員 水産物とか農産物とか、そういう流通の問題についての専門家あるいは権威者は入る

ておりますね。けれども、実際に市場で働く人のための権威者なり専門家というのはいつてございませぬ。あなたが強いておっしゃるならば、はつきり何という方をおっしゃつてくださいますか。

○穂積説明員 先ほどもお答えしましたように、この労働環境問題の専門家ということではお願ひしてはございません。ただ、この市場関係の問題につきましてお詳しいその学識経験者としての先生方に、御指摘のような点を御相談できるのではないかと考えております。

○古寺委員 それは私から申し上げますならば、人間尊重の立場に立つたいわゆる審議会のメンバーの構成ではないのです。

この市場という特殊性、非常に時間的にも変則的な、そういう労働条件に置かれていて、しかもそこにはいろいろな問題が起きていて、外傷の問題あるいは頸肩腕症候群、高血圧、脳卒中、いろいろな問題がございまして、そういうような原因をいろいろ調べてみますと、やはりきつとした環境づくりですね。労働者の健康と安全を守る、それからまた作業の環境条件をよくしてあげる、そういう配慮が第一の場合も第二次の整備計画の場合も欠けておると私は思うのです。ですから、私がいまこういうことを申し上げるのは、これから始まる第三次の整備計画の場合には、いままでの第一次、第二次の整備計画を反省して、今度は人間尊重、労働者の立場も十二分に尊重した整備計画というものを考えていただかなければいけない、こういう意味で申し上げているわけでございます。

そこで、次に労働省にお尋ねしますが、労働省として、全国の中央卸売市場また地方市場、こういうところで働いている労働者の数なりあるいは労働者の状況というものを把握しておられますか。

○小嶋説明員 全国の卸売市場に働く労働者の数、私どもとして直接全国的な数字を把握はいたしておりませんが、農林水産省の方でそうした数字も持つておられる由に承つておりますが、そうした数字は参考にさせていただいており

ます。

なお、そこに働く労働者の労働実態あるいは労働条件の実態がどうなつていくかという点につきましては、これは必ずしも全国の卸売市場全部をシラミつぶしに監督指導しているわけではございませんが、たとえば東京の例で申し上げますと、東京の中央卸売市場については、東京の関係の監督署において五十三年度においても約百事業所についての監督指導を行つておりました。その中から幾つか、労働基準法上の違反に該当する事例も認められております。

○古寺委員 それじゃ農林省、全国の卸売市場の数と地方市場の数はどのくらいございませうか。それから、そこで働いている労働人口はどのくらいございませうか。

○穂積説明員 中央卸売市場がただいまのところ全国で八十八ございまして、先月の三十日に浜松の中央卸売市場が加わりまして、八十八でございまして。それに、地方卸売市場でございまして、これにつきましては、最近時の数字は実はまだ把握しておりませんが、一年前の段階ではおよそ千九百あまりでございまして、それが市場の数でござい

す。それから、この市場に働く従業員でございまして、まず卸売業者の従業員につきましてはおよそ二万三千人、それから中央卸売市場の仲卸業者の従業員がおよそ五万一千人でございまして、そのよう多数の中央卸売市場関係の業界の方々でございまして。さらに、これに実は売買参加者、小売商などが市場に買い出しに出てまいりますので、ごらんのように非常に喧騒な市場ということになるわけでございます。

地方卸売市場につきましても正確な関係の業者は、ただいまのところ把握してはございませんが、農畜水産業関係の卸売業に従事する従業員の数が、商業統計ではおよそ三十万人となつておるはずでございます。ただいま申し上げた中央卸売市場関係の卸、仲卸の七万五千余人以外のかた

思っております。

○古寺委員 そういふ卸売市場でもってどういふような疾病が発生しているか、御存じですか。

○穂積説明員 具体的な疾病の状況につきまして詳しくは承知しておりません。

○古寺委員 今後これは非常に重要な問題でございますので、市場で働いている労働者にどういふような病気が多いか、それから災害が多いか、そういうものを十分にひとつ検討して、整備計画をこれから推進していただきたいと思います。

そこで、卸売市場におきましては、非常に不規則と申しますか、朝は早い、それからもう午後の二時ごろには仕事を終わって帰るというような生活を繰り返しているのですが、健康診断ですね、これは市場関係には現在何人ぐらいおやりになっておりますか。

○小淵説明員 労働安全衛生法で定めております健康診断の実施の数が、全体としてどれだけかというのを把握いたしておりますが、先ほど申し上げました東京の例で申し上げますと、約百の事業所のうち、労働安全衛生法で決めている定期の健康診断が実施されていないところが四十七でございまして、約半数ぐらいが実施されていないという状況になっております。

○古寺委員 これは非常に大事な問題でございますので、労働省の方でも、指導監督が十分にいく行われているところと、監督官が少ないために十分に指導や監督がなされていないというようなところもあるわけですね。

私が申し上げたいのは、やはり健康診断はきちっとやっていただきたい、それから、少なくとも従業員数の多いところは、労働人口の多いところは、もちろん産業医とかそういう医師の配属も必要になりましようが、少なくとも保健婦とかそういう方については配置をするというようなことをきちっと義務づける、そうでなければ、外傷があつても、あるいはいろいろな生活の指導、衛生教育、そういうものが十分に行われないですね。

そういう面については、やはり労働省の方からこういう整備計画の中に盛り込んでいただきたいと、全然農林水産省の方ではそういう問題については考えていないのです。もちろん労働者の福利厚生施設についても考えておりません。そういう点について、労働省として、やはりきちっとした福祉会館とか福利厚生施設をつくって、その中に保健室なりあるいは休憩室なり食堂なりそういうものを設けて、そういう非常に寒く寒い時間帯で働いている方々の健康を守るということが必要じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○野原政府委員 御承知のように、一定の規模以上の事業場には産業医とかあるいは衛生管理者を置きなさいというところで、これらの方々が中心になって積極的に安全衛生の管理が行われておるわけでありまして、卸売市場の場合には、たゞさんの事業場が入りまじってございまして、しかも零細規模のものが多いというところで、こういう点にやや難点があるわけですが、そこで私も、やはりそういう管理体制をもつときと確立することが非常に大事だと考えますので、共同してそういう管理体制を確立するというような点について、従来からも指導はしておるのですが、そういう点をさらに今後強力に進めてまいりたいというふうに思っております。

○穂積説明員 私も、中央卸売市場の施設整備につぎましては、卸売市場法の規定を根拠として、国からの助成をしようとするところでございますが、その助成の対象として、福利厚生関係の施設を取り組むように開設者に対して指導はしているところでございます。

御承知のように、深夜あるいは早朝にわたる業務の特性からしまして、こうした福利厚生面で配慮をするということは重要と考えておりますので、施設面の整備については今後ともそのような方向で考えてまいりたいと存じておる次第でございます。

○古寺委員 現在、全国の卸売市場あるいは地方

市場の中で、保健室なりあるいはお医者さんなり保健婦さんなり、何人ぐらいいらっしゃるかと存じますが、近いところの例のなを申し上げては失礼ですが、たとえば築地市場でも最近厚生会館というのをつくりました、いろいろな厚生関係の施設の充実を図ったところでございます。

○古寺委員 それから、市場というのは非常に遠隔地にあるわけでございますが、特に積雪寒冷地、こういうところはやはり暖房はもろんでございまして、十分に気象条件に合った施設、そういうものをつくりますと、野菜にしましてはいろいろの弊害が出てくるわけですね。ましてや人間の場合には、いろいろな人体に対する影響があるわけですね。そういう面が全然、私、無視されているというわけでもないのですが、非常に地域に合わない設計がされているように思うのですが、今後のこの整備計画に当たりますと、やはり地域の御意見というものを十分に受け入れていただいて、そして気象条件、気象条件にあった施設というものを考える必要があるんじゃないか。

そして、しかもそういう市場で働いている人はほとんど中高年齢者です。これは平均年齢をお聞きしても労働省はお答えできないと思うのですが、ほとんど中高年齢者で、若年の方が春に十人入社しますと、定着する人は二人ぐらいなんです。八人ぐらいの人はこの不規則な生活ですからやめてしまうのです。そうしますと、後継者の問題もある。それから、いま働いている中高年齢者の方々に対しては十分に安全や健康という面についても配慮してあげる必要がある。そういう面を取り入れた整備計画というのを私としてはぜひ推進していただきたい、こういうふうに考えているのですが、いかがですか。

○穂積説明員 先生お話しは、まず地域の特性に応じてという点につきましては、まことにおっしゃるとおりだと存じます。開設者それぞれに、市場がその地域で最もふさわしい施設ということ

で、そのレイアウト、内容等を吟味して、設計し建設するように指導しているつもりでございますが、今後ともその点は気をつけてまいりたいと存じます。

それから後段のお話しでございますが、その際この労働の特性等を十分考慮してのいろいろな施設を充実すべきではないかという点につきましても、これは市それぞれに財政事情等の問題がございますが、そういう点をどう考えているかというようなことは、指導の上で聞いて、適切な指導をしてまいりたいと存じます。

○古寺委員 積雪寒冷地の場合には、除排雪の問題でございますとか融雪溝の問題でございますとか、いろいろあるのです。ブルドーザーを買わぬといかぬ。融雪溝をつくらぬといかぬ。そういうものは、補助の対象になっていないという場合はつくらないようになる。あるいは、基幹施設については三分の一の補助があるけれども、付属施設、浄化槽でございますとか電気でございますとか排水でございますとか、そういうものについては五分の一補助であるとか、そういうふうないろいろな財政的な面で、地方財政では十分カバーできないというところで、非常に整備がおくれている面もあるわけですね。ですから、今後そういう面に対する補助率のアップの問題もありません。

それからもう一つは、都道府県によって全く違うのです。ある県では、これは広域的な全県的な、もう皆さんが、生産者も消費者も非常に利益を受ける問題でございますので、これに補助をしている県と、全く補助をしていない県と、ばらばらなんです。しかも、農林省ではそういう都道府県が助成をするようにというのを指導しているけれども、自治省の方ではそれはいかぬ、こういうまた指導をしているのです。非常にちぐはぐなんです。そういう問題について、今後この整備計画を進めるに当たって農林省としてはどういふふうにお考えになって進めているのか、承りたいと思います。

○穂積説明員 まず補助率の問題でございます

が、この補助率をもっとアップしてほしいという要望は確かにございます。私もとしましては、この補助体系の中で、新設市場につきましても、基幹施設に対する四割補助を最高限としまして、格差をつけて設定している補助率を、これは改善がなかなか困難な状況の中で、その補助対象とする施設の範囲をできるだけ広げるということで、財政当局の理解を得まして、順次その改善を図ってまいりたいと思っております。このような努力の結果、おおむね現在では、補助対象としてはこの辺まで来たかなという感じのところまで実績がございまして、今後、全体の助成体系をどうするかということも一つの課題として、どう取り組むかを考えてまいりたいと思っております。

ただ、御指摘の、それに乗せしめての府県の助成がばらばらであるという点につきまして、どうするかという問題でございまして、これにつきましては、まず開設者が府県自体の場合は、これは問題ございせん。国の補助に対して独自にどう判断するかで決まる、たとえば東京都なり大阪府が開設するような場合ということでございまして、しかし、その府県と異なる地方自治体の開設者に対して、府県が上乗せ補助をするかどうかということにつきましては、これはその府県の、一つは地方自治体の自主性という問題がございまして、その関係などからしまして、これを国が一律の基準を設定して上乗せをせよというようなこと、あるいはこの上乗せ補助を義務づけるというところについては困難ではないかと思っております。

といひますのは、ある市場の投資というのはかなりの額になります。これを数年の間に建設するというところで調達する資金につきましては、これは国の助成の裏は地方債をもって充てているわけがございまして、その地方債に充てる分を幾らか減らすために助成をするという場合と、地方債の利子補給というような形の場合と、それぞれ府県の実情に応じておつき合いたいだいていいるというようにございまして、これを一律化するということは困難、府県の自主性というようにござい

れあり、というような感じで見ておるところでございまして。

○古寺委員 その簡単にいってしまふに、自治省ともよく相談して、これは今後の課題ですから、あつちの県へ行くところだ、こつちの県はこうだというふうにはばらばらですから、やはりこれはきちっと一定のルールをつくりまして、市場というものをも十分に整備していくように努めるのが農林水産省の務めじゃないかと私は思ふのです。

それから今度は労働省でございまして、健康診断をやっているわけですね。卸とか仲卸業者、そういう方々は非常に数は限られておりますが、青森市の例で申し上げますと、ああいふ小さな市場でも千人ぐらいの労働者がいらつしやる。この健康診断を労働省にお願いして、日本労働者福祉協会というのですか、そこから検診車が参りましていろいろ健康診断をやってくださる。非常に結構なことなのですが、料金が非常に、一人千四百円なんです。ところが成人病センターというところをお願いしてやりますと、同じ項目で一千二百円なんです。労働者の福祉向上を図らなければならぬい協会の方が料金が非常に、非常に矛盾しているように思ふのです。これはやはり成人病センターと同じような料金で健康診断をやつてあげるとか、あるいはこういうものに対しては助成をして、むしろ安い料金でやつてあげるといふような配慮が必要じゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○野原政府委員 この健康診断につきましては実はいろいろ問題もございまして、現在一定の基準を設けまして、その基準に合ったものに対して、これは労働省が補助をしている中央労働災害防止協会というところで名簿に登録をさせまして、内容の充実を図っているというところもやつておるわけがございまして、いまの手数料の問題につきましまして、実はこういう健康診断でつくつております全国的な団体もございまして、その団体でかねがねそういった調整も図つていられるやに承つておるのですが、ただいまの御指摘もござい

ましたので、さらにそういった面についての指導

を強めてまいりたいというように考えております。

○古寺委員 先ほどお話がございましたように、全国の中央卸売市場は八十八市場、それから産地地方市場につきましては、私がお聞きしたところでは千九百十六市場、この中で働いている人口というものは、数字にあらわれているのは少ないのですが、生産者あるいはそこから仕入れしていく方、いろいろな売買参加者、そういう方々を入れまして相当の人口に上ります。しかも、その中には隠れたいろいろな労働災害というものが発生しつつある。先ほども申し上げましたように中高年齢者が非常に多いわけがございまして、今後の整備計画に当たつては、そういう面が十分に反映されるような考え方で整備を進めていただかなければいけませんので、労働省としても、今度の新しい整備計画の中には労働省の考え方、意見というものが十分盛り込まれるように進めていただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○岩崎政府委員 いろいろ先生から貴重な御意見を伺いました。私も農林省と十分連絡をとらせていただきます。私どもの考え方が取り上げられていたかどうか、私どもも進めたいと思ふ

○古寺委員 終わります。

○森下委員長 次に、米沢隆君。

○米沢委員 先ほども同僚の古寺議員の方から御質問がありましたが、さきの予算審議に御関心をいたしまして、雇用対策の強化について自民党の方から回答がなされ、昨日その詰めみたいなものが行われたわけでありまして、政府のこれに関する対処の方針について、若干の質疑をさせていただきます。

第一は、雇用開発委員会を設置するという問題であります。政府の対処の方針をいたしましては、政、労、使、公の四者構成による地方雇用開発委員会をできるだけ早い時期に五カ所に設置するというところでありますが、これは中央にも同じような委員会ができて、その下にとりあえず五つ

の地方雇用開発委員会ができる、そういうふうな理解をしておるわけですが、それでいいのか。同時に、その中央の雇用開発委員会と地方の雇用開発委員会との関連といひましようか、仕事の分担、指導助言のあり方等についてまず御説明をいただきたいと思います。

○細野政府委員 御指摘のように政、労、使、公四者構成の地方雇用開発委員会を五カ所設けるというところでございまして、中央に置かれます開発委員会は学識経験者だけで行われるものでございまして、この中央の開発委員会と地方の開発委員会とは、直接その上下関係ということでありまして、地方の開発委員会自体は、その地方における雇用開発についてのいろいろな研究調査をやつていただいて、その結果を物によつては知事さんに、物によつては地方の安定審議会に、物によつては労働省に直接反映していただいて、それがまた、中央の開発委員会なり中央の安定審議会なりという形で処理をされていく、こういう仕組みで考えているわけがございまして。

○米沢委員 名前は同一でありますけれども、地方の雇用開発委員会は四者構成で、中央の方は学識経験者である。しかし、各地方でそれぞれ地域の特長に応じていろいろと雇用機会の開発等について研究調査をされるにいたしまして、結局、五つの設置されるであろう地方開発委員会である仕事、同じようなことをして、かなりの金がかかるとか、あるいはまた、独自にやることのデメリットみたいなものも出てくるわけでありまして、その際はやはり中央の方で調整をされるなり、あるいは共通のものは共通のものとして逆に中央が乗り出していくとか、そういう関係にまで発展すべきではないかと思ふのでありますが、いかがですか。

○細野政府委員 この地方の開発委員会自体のあり方、さらには中央の開発委員会との関係、あるいは中央の開発委員会と雇用問題政策会議との関係とか安定審議会との関係とか、それぞれにつきましまして、その運用について、今後とも関係の労

働団体等ともよく意思疎通をしながら、それぞれのところで行われるものがそれぞれに反映をされ、適切な連携をとりながら行われるように配慮してまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○米沢委員 そこで、地方の雇用開発委員会というのは、どこが主体性を持つてやるかという問題が気になるわけでありまして。国の結局地方の出先機関であります職安などが主体性を持つて進めるのか。それとも、県のたとえば労働部みたいなものがありますか、そういうところに委託をしてやられるのか。その主体性がどこに實際あるのかという問題について、どのようにお考えですか。

○細野政府委員 この経費の面から言いますと、国が安定機関に対して配賦するというかっこうでやらざるを得ないわけでありまして、しかし、実際にこの開発委員会がうまく運用されるためには、いま先生からも御指摘ございましたように、県の労働部なりあるいはもつと上の県の知事さん、副知事さんという首脳部なりが、この問題についての理解と熱意とそれから協力していただくという体制がないと、とてもうまくいくとは考えられないわけでありまして、そういう意味でも、県の上層部の理解を得てこの委員会が円滑に運用されるように私どもも十分配慮してまいりたい、こう思っておりますのでございます。

○米沢委員 これがうまくいきますと、われわれがかねてから要請をいたしておりました雇用開発機構みたいなものができるわけでありまして、うまくいくとすれば、これは法制化されて、最終的には全国に設置されるという方向が望ましいわけでありまして、いまのところ実績を見て法制化を検討することだそうでありまして、そういうふうな理解をしていいの。同時にまた、法制化されるという場合に、どういう条件が満たされればそういう法制化に進めようとするのか、その点を明らかにしてほしいと思ひます。

○細野政府委員 この地方の開発委員会が、いま

先生からも御指摘ありましたように、これが非常にうまく運用されるためにはいろいろな問題がございますし、それからいわばパイオニア的な仕事でございますので、これがどういう成果を上げるかどうかについても、いまのところなかなか予測がつかない面もかなり多いわけでございます。したがって、この委員会の運用の実績を見た上で、必要があるならばその際、状況に応じての法制化ということも検討していいのではなからうか、こういうふうに考えているわけでございます。

○米沢委員 次は、この定年延長の推進については、立法化問題も含め政府の審議会の議を経て検討したい、こういうことでありますが、先ほどの質問の中で、国会が終了するまでに雇用審議会に諮問するということが、ちょっと答弁として抜けおったようでありまして、そういうふうに理解をしていいの。

それから、雇用審議会に諮問される場合にやはり問題は、白紙で委任をするのか、労働省としての基本姿勢を明確にして諮問されるのかという、そこがキーポイントだと思ひます。そういう意味で、そこでのいろいろと質疑の過程で、労働大臣の方から国の基本姿勢については述べられておりますけれども、ちょっと手ぬるいと思ひるのは、定年延長を即法律化するというよりも、われわれの意図は、少なくとも年齢によって差別がされない、そういう法律をつくることによつて、それもある程度時期を見て、期間をかなり考慮してつくることによつて、結果的に定年延長というものが満たされていく、そういうようなものをわれわれはいつも言っておったわけでありまして、けれども、定年延長即法律はどうもという、そこまでいかにどうも話が進んでないような感じがするわけでありまして、そういう意味で、この雇用審議会に諮問される場合、私は、労働省としての基本姿勢、少なくともわれわれが要請しておりますような内容に色をつけて、白紙委任ではないか、この諮問というものが諮られるべきだ

と思ひますが、大臣の所信を聞かしていただきたいと思います。

○細野政府委員 定年延長の問題につきましても諮問の時期等につきましては、先ほども申し上げましたように、現在雇用審議会が雇用対策基本計画の改定作業をやっている途中でございますので、この諮問の時期等については関係者ともよく御相談の上で決めさせていただきます、できるだけ早くやりたい、こういうことで、いつというところまでまだ詰まっていけないわけでございます。それから諮問の内容につきましても、これも、いま申しましたような関係者の方とよく意思疎通をした上で決めていきたい、こういうふうに考えておりますが、いづれにいたしましても、定年延長に実効が上がるようなそういうやり方、推進方法というものはどういうやり方が考えられるのか、というふうな形で諮問を申し上げるべきものではないか。そのときに、当然立法化問題というものは一つの問題点として議論をしていただくべき問題ではなからうか、というふうに考えているわけでございます。

○米沢委員 実質的に定年延長が確保される方向はどういうものがあるか、そういう感じでの諮問内容だということですが、そこで労働省としての、われわれはこう思うというのは何もないのですか。

○細野政府委員 労働省の考え方としては、定年の問題につきましては、これを法律によつて強制することにはいろいろ問題があるというところ、しかし申し上げているとおりでございます。しかしながら、一方において急速に高齢化が進んでいる中で、定年延長そのものについての実効を上げなければならぬという点についても、私どもは全くそのように考えているわけでありまして、そういう中において実効の上がる定年延長の進め方というのはいくつかありまして、一番いいか、雇用審議会の御意見を伺いたい、そのときに立法化の問題も含めて御検討いただきたい、こういう考え方で御審議を煩わしたい、こう思っているわけでございます。

○米沢委員 この定年延長との関連では、例の厚生年金等の支給開始年齢とかに深い関連があるわけでありまして、すでに年金懇談会等が六十五歳あたりを打ち上げて、ちょうど五十歳前後の皆さんからはかなりいろいろな意見を聞かしていただいておりますわけでありまして、そういう意味では、年金の支給開始年齢だけが引き上げられて、定年延長が一向にそういうふうなことで進まないというところであれば、ますます欲求不満は高まるわけでありまして、早急に結論が出るように、あるいは早急に結論が出て、実効が得られるような方向を早く見出していただきたいと要請をいたしておきたいと思ひます。

それから、労働市場センターの問題であります。労働市場センターの機能の充実を図る方向について調査研究を進める、こういうことでありますが、この労働市場センターの機能を充実するのにはどこに定めるかという問題だと思ひます。インプットするものが確定したものでない限り、幾らコンピュータを使っても答えは出てこないわけでありまして、そういう意味で結論は、いま就職を欲しいという皆さんが、どこにどういう職種がある、どれくらい賃金で雇い入れておられる、そのあたりを簡単に早く見てとれる、そういう情報をつくらなければならない、何と云つても最終の目的だと思ひます。けれども、そういう意味で、雇用情報研究会なるものが一体どこにねらいを定めてつくられようとしておられるのか、その点を聞かしてほしいと思ひます。

○細野政府委員 労働市場センターの情報機能の充実強化ということをおっしゃる方の中にも、実はいろいろの方があるわけでありまして、いま先生から御指摘のように、当面とにかく、どこにどういう種類の職業についてむしろ求人を超えておいて、しかもその労働条件がどうなっているかというふうな、当面の実践的な面を非常に重視さ

れる方もございますし、それから、たとえば職業訓練等の改革をやる場合におきましても、やはりある程度中期的な見通しの上に立って、将来発展すべきそういうところに着目してやらないと、目先だけでもって設備投資をするというのも非常に問題がある。むしろそういう中長期的な見通しの上に立って職業訓練の体制を整え、それと紹介とを結びつけていけというふうな、そういうことに力点を置かれる御主張もあるし、いろいろあるわけでございます。私も、いずれも理想的に言えれば重要であるというふうに思っておるわけでございます。しかし、とりあえずの問題としては、現在どういう職種について求人超過であり、それから、部分的にはその求人賃金が幾らかというところは現在でもわかる点がかなりあるわけでございます。そういう意味での情報は持つておるわけでございますが、ですから、当面の問題について、それをものと迅速に、しかもいろいろな職種を網羅して、しかも幅広く情報が収集できるようにしなければいかぬということ。それから中長期的な見通しの上に立って、たとえばアメリカでオキニペーショナルアウトワークという、職種別の現状から将来の見通し等についての情報を、労働省が各安定所に配付をして職業指導、職業紹介の参考資料として使っておる例もあるわけでございます。そういうものも将来の問題として日本においてもやれるような体制に持つていけるとすれば、それも一つのあり得るべき姿ではなからうかというふうな、いろいろな角度がござります。

そこで、この問題についての学識経験の深い方々に、とりあえずこの辺から、大体将来こういう方向に持つていくというふうな、そういう基本的な議論からまず始めていただいて、同時に、先生御指摘のように、労働市場センターのアウトプット、インプットの機能自体についても、現時点においてはまだ制約がござりますので、そういう点の成熟とあわせながら、逐次それを拡大していくということを考えてまいりたいと思っておるわけでございます。

○米沢委員 いずれにいたしましても、いまおっしゃいましたように、当面必要とするもの、求人情報をいかに提供できるかということ、将来どういう職種が大きくなって、どこにどういう職種がふえていくのかという研究開発、この二面作戦が必要だと思っておりますが、当面の問題を考えた場合に、少なくとも職安を通さずに就職される方が七割ぐらいおるんでしよう。そうなりますと、職安を通したものはちゃんと統計が出ますから、それぞれ職安を通す職種については各職種についての情報が大体把握できたにいたしまして、実際は職安を通さない就職というのが逆に多いわけでありまして、そういう意味では、運営に対する労使の参加みたいなものがここではぜひ必要なのではないか。基本を論議される場合には確かに学識経験者で結構かもしれませんが、ところが今度は、具体的にそれじゃどういう方向で取り組もうかとなったときには、運用面において労使の参加というのは必要不可欠だと思うのであります。その点をどういうふうにお考えでしょうか。

○細野政府委員 私どもは、この問題について労働四団体等ともいろいろとお話しをしておるわけでございますが、その過程におきまして労働四団体から、たとえば雇用問題政策会議等を活用しまして、その中で、今後のいろいろな問題についての基本的な考え方等について労働省に反映をしておいていただいて、それをたとえば開発研究会とかあるいは労働市場センターの雇用情報研究会とか、それぞれ必要に応じて反映をしていくという方式を労働側から御提案があつて、私どもはそういう点については十分考慮してまいりたいというふうな思つておるわけでございます。

○米沢委員 時間もありませんが、簡単に触れてみたいと思ひます。

御案内のとおり、五十年の四月に、個人経営の農林水産業を除き、商業、サービス業などは労働者一人を使用する場合でも強制的に労働保険が適用される、こういう法改正ができて、すでに四年

です。しかし、こういう法改正ができましたけれども、実際は経営者に義務づけられております労働保険の未加入の事業所が余りにも多過ぎる。これは大変大きな問題だと思つております。そこで、実際の未加入の多い理由をどういうふうにお考えられて、どういう対策を持たれようとしておるのか。そしてまた実数ですね、そのあたりをどういうふうな把握をされているのか。お聞かせをいただきたいと思います。

○関(英)政府委員 ただいま御指摘のように、零細の事業所につきましては非常に数が膨大である、それから非常に変動が大きいということ、また事業主の事務能力も乏しいというようなことがございまして、法制上適用すべきでありながら、現在でも未加入となつてゐるというのが実情でございます。

労働省といたしましては、第一線の機関で鋭意把握、適用に努めておるわけでございますが、いま申し上げたような実情からしまして、できる限り、事業主の団体を通じてそして適用するという労働保険事務組合方式、これによります適用を推進して、漸次増加を見つゝあるわけでございます。

零細事業所の数がどうかというの、具体的に把握することは非常に困難でございます。現在どのくらい残つておるかということも正確に申し上げることは非常に困難でございますが、いろいろな統計から類推してみても、なお相当数の未加入事業所があることは事実でございます。これから鋭意適用の促進を図つてまいりたいと思つております。

なお、未加入の場合のこの労働者が離職するなり、あるいは事故に遭つたような場合で必要があれば、そのときに把握をいたしまして、さかのぼつて適用するような形で、給付の方に支障のないように、実際の運用上相努めておるところでございます。

○米沢委員 これは労働者を保護する立場からなされておるわけですから、いまのところ未加入でも支給される、こういう制度になつておるわけですね。いまおっしゃいましたように、事務組合方式みたいなもので漸次加入者をふやしておるという話であります。実際、この一番問題は、費用負担の面で公平を欠くことはなほだしいと私は思ふのです。同時にまた、未加入事業所の労働者がたとえば労災事故なんか遭つたときには迅速に給付活動ができない、そういう新たな問題も指摘されておるわけでありまして、別に加入しなくても給付されるんだというそういう意識が実際あるのは事実です。私のおりまです宮崎県なんかは半数ぐらゐしか加入しておりません。そういう意味ではもつとP Rというよりも、罰則規定がないものですから、五人未満は加入しなくてもいいんだと言ふ人もおられますし、またそういうところまでしか知らない人もおられますし、入らなくても労働者は保護されるという人もおられます。そういう意味で、費用の負担の公平という意味から、あるいは迅速に救済をするというたてまえから、もつとP Rを強化されて、できれば罰則規定でも入れてやるべき問題ではないか、ぼくはそこまで考へておるわけでございます。今後御検討をよろしく願ひします。

○森下委員長 次に、田中美智子君。

○田中(美)委員 それでは、労働大臣と婦人少年局長と基準局長に、まず質問をしたいと思ひます。

いままで銀行などの男女賃金差別というので、些少ではありますけれども一部分、いろいろ改善をしておいたという経過もあります。それは、銀行は労働の中身というものが同一労働だといふことが非常にわかりやすいといふこともあつたわけですね。これは、あるアメリカの婦人問題の研究家が私のところに来られました。なぜ日本は銀行の男女差別だけが非常に直つてゐるのか、というふうな質問を受けたことがあるわけですね。それを見ましても、結局中身の問題が非常にわかりやすいことだと思ふわけなんです。

それで、きょうは、社会保険診療報酬支払基

金、いま基金というふうに略して申しますけれども、ここでの労働の中身を見ますと、等級が低いほど全く同一労働になっている。これは非常にわかりやすいわけですね。むしろ銀行以上にわかりやすい。ここは政府の関係特殊法人になっておりますので、その点でぜひ労働大臣にお調べをいただきたいと思うのです。私が調べましたところでは、これは全国にあります。この基金に男子の労働者が約五千四百名、女子が半分で二千七百名くらいいるわけです。東京基金だけでちょっと調べてみましたところ、五等級のところでは勤続十一年、大臣、聞いていますね。勤続十一年で男子は全員五等級になっているわけですが、しかし女子は全員なっていないことが出ています。それから勤続十二年のところでも、男子は全員五等級になっているけれども女子は一名もいない、ゼロだ。それから四等級のところでも、勤続十五年で男子は全員四等級になっているけれども女子はゼロだ。勤続十六年で見ても、男は全員、女は全部だめだということ、言っていきまじと切りがないわけですね。十九年から二十五年、ここまでのところを比較してみても、男子は全員が一人残らず四等級、三等級になっている。しかし、女子は全部五等級以下であるという調査が出ています。この私の調査が正しいかどうかは、私はこれを見てやっただけですけれども、これを大臣に差し上げておきますので、後できつちりとごらんになっていただきたいと思ひます。私はいまこの中を部分的にちよつと話したわけですが、これは基金側も認めているわけですね。こういう状態になっていることは明らかに男女差別であり、労働基準法四條違反ではないかと思ひますので、これに対してはどのように思われるかというのを、時間がありませんで済みます。お三人の方からお伺いしたいと思います。

○森山(眞)政府委員 社会保険診療報酬支払基金におきまして、昇格に関して男女の差別があつてそのために男女の賃金額に差がある、これは労働基準法四條の違反ではないかという申告があつた

ということはおもひます。しかし、これにつきましても、所管の権限のあります労働基準局におきまして実態を調査中であるということをごいします。実態が明らかになりました上で判断されるべきものと考えております。

○田中(美)委員 ですから、森山さんに言うわけですが、森山局長、基幹局任せではなくて、何のために婦人少年局があるのかということですので、婦人少年局としても、いま私が部分的に簡単な数字を申し上げましたが、これが果たして正しいかどうかというのを調査をしていただきたい。これが事実であるならば明らかに男女差別だと思ひますけれども、この数字だけでどう思ひますか。

○森山(眞)政府委員 労働基準法の違反に関する、あるいはその疑いに関する申告につきましても、労働基準局が責任のある、また権限のある機関でおられますので、そのことにつきましても労働基準局にお任せするべきであると思ひます。一般的な男女平等の問題、一般的に男女の差別をなくしていくという啓蒙、指導につきましても、婦人少年局としては一生懸命努力をしております。ごいします。

○田中(美)委員 一生懸命勉強しているだけではしょうがないですね。勉強しているのではなくて、こういう状態はどうなのかと聞いているわけですね。私の質問に答えていただきたいのです、そんなに逃げないで。これが正しいかどうかかわかりませんよ。私が手に入れた資料ではこうなつていますが、これは差別ではないかと聞いているのです。これが事実かどうかかわかりませんから、調べていただきたいわけですね。その御意見を森山さんに聞いているわけですね。御勉強だけしていただいては困るわけですね。

○森山(眞)政府委員 私はいま努力をしていると申したのでございますが、もし先生御指摘のようなことが事実であるとしますればそれは差別ではないかと思ひますので、そのようなことは改めなければならぬと考へますが、基準法違反につきましても労働基準局の権限でいらつしやるという

うふうに思ひますので……

○田中(美)委員 それはよくわかつています。ただ、あなたの御意見を聞きたかつたわけですね。頼りにしているわけですから御意見を聞いたので、ただ御勉強だけしていただいたのでは困るという事です。

基幹局長、いかがですか。

○岩崎政府委員 いま御指摘の案件につきましても、昨年の八月ですか、管轄の東京の基幹局の三田監督署に申告があつたということは承知しております。

現在、三田監督署で、恐らく先生御指摘のような資料にも基づいていと思ひますが、実態調査をしておるところでございますので、私どもはその実態調査の結果を見守つて、こういう段階でございします。

○田中(美)委員 私の質問に答えていただきたいと思ひます。私は申告しているのかしていません。とかというふうなことは触れていません。この事実というのがもし事実であつたらどうなのかと聞いているわけですね。男は全員五等級、四等級、三等級になつてゐるのに女はなつていない。男は一〇%になつてゐる。これが事実であるならば、男女差別であるかどうかというところをお聞きしていただくわけですね。現状がどうかというところは調べてみなければならぬわけですね。ですからお調べになつていらつしやるわけですね。だからそれは聞いていません。これが事実であるならば、いまそこにお示ししたのが事実であるならば、これは差別であるかどうかと聞いているわけですね。ですからイエスカノーかでお答えください。

○岩崎政府委員 こういう形であつてゐるものとありますが、そのあらわれている理由が、たとえば勤務評定とか、使用者側にもそれぞれこういうふうにしてゐる理由があるのかも知れませんし、労使の話し合いということも行われてゐるかも知れません。そういうことも総合勘案して、現状として認識しなければならぬことだと考へております。

○田中(美)委員 大臣も御存じだと思ひますけれども、森山さんも御存じだと思ひますが、厚生省や労働省では大体三十三歳から四歳ごろまでは年限で上がつていっているわけですね。その中には勤務評定はほとんどなく、上がつていっている。それから徐々になつて、勤務評定といふものが入つてくるわけですね。それは私は理解できます。それが基金の場合は二十九歳からさつと差がつくわけですね。ですから二十九歳まではあれだけれども、そこから差がつくわけですね。ということでは、公務員と比べても非常に早く勤務評定が入つてゐるということですね。ですから、そのところを見れば、最初から勤務評定でやるのではないわけですから、いまあなたがおっしゃつた、私も全部とは言ひませんが、少なくとも十一年とか十二年というところ、これが二十九歳です、このところから男と女で一〇%とゼロ%というふうな差がついてゐる。これはどう思ひかと言つてゐるわけですね。この中にも勤務評定を考へなければならぬのですか、いまのお答えです。

○岩崎政府委員 実際にこの基金で勤務評定というものをどういう形でやつてゐるかも私も直接接識してゐませんが、それは先生おっしゃる通りに最初の年から何年までは勤務評定なしにやつてゐるのかわかりませんが、それからあらわれておきますけれども、そういうものの集積の上で一定のところから出てきてゐるものかも知れませんし、そのところは何か、いまの段階では私からどちらがどうというふうに断言することはできないと思ひます。

○田中(美)委員 現状はいま調査中なんですけれども、あなたが断言できないというならそれは構いません。しかし、いまのこの表で言つた場合には森山さんにはある、差別だと言つてゐるのです。それなら、あなたはそれは差別ではないとおつしやるわけですか。

○岩崎政府委員 森山局長も、形でもつて出ているものがどうかと言われればそうだと、しかしこの

形に出ているその要因、そういうものまで総合勘案しなければこの表を読み切れなと思いますから、私は必ずしもこれだけ見て断言はできないと申し上げておるのです。

○田中(美)委員 この形で言っているわけですが、これが事実であつたらどうかと聞いているのです。事実かどうかはまだあなたと私とは同一の認識に立っていないわけですからね。ですから私の意見を主張はしません。しかし、これが事実であつたならばどうかと聞いているわけですが、岩崎政府委員、ですから、事実であつたならばとおっしゃいますが、これだけを見て、それで事実の全貌だというふうに必ずしも申し上げることができないというふうに申し上げているわけですが、

○田中(美)委員 もう結構です。あなたの言うことはただの逃げの一手です。

大臣、これが事実であるならばどうですか。○栗原国務大臣 政府委員は専門家です、少なくとも私もそうです。その専門家の政府委員から、いろいろの表といひますかこの絵図の背後にあるもの、それまで全部含めて見なければ何とも言えないということでございますから、私はそれを一応了といたします。

なお、先ほど来言っているとおり、私どもは調査した結果、その実態がわかつた段階において不当であるならばそれは改めなければいけない、それだけははっきり申し上げます。

○田中(美)委員 そうすると、大臣というのは要らぬことになりませんか。そんなことはないのですか。

○栗原国務大臣 大臣は、おりますよ。大臣は判断を下すには慎重に判断しなきゃならぬ、そういう意味で私は言っている。

○田中(美)委員 大臣は月給だけもらっているわけじゃないですか。大臣というのは要るわけですから。幾ら専門家がいても、専門家も人間ですから誤りもあります。ですから、専門家が誤つたらそのまま誤るような大臣では困るわけです。

そうですね。

○栗原国務大臣 それは、フレンドリーにやりましょうや。私は、ただ月給をもらっている大臣と違いますよ。ただ、私の言うのは慎重を期さなければならぬということなんです。いまこの段階であなたにお答えしなければ大臣でない、そういうものじゃないと思ひますよ。

○田中(美)委員 私は、お答えしなければ大臣じゃないと言つてないのです。専門家が言つたのだから私はそれを賛成だとおっしゃるから、そんなことでは大臣らしくないと言つただけで、数字の上でどういふはつきりとした差が出ている場合に、これを今度はあなたの方で立証しなければならぬわけなんです。それは具体的に職務や能力や技能、こういうことで、どうしてこうなっているかということを立てなければいけないのです。ですから、これでやめまされども、至急これをお調べになつて、こういう事実が本当かどうか、その表を基金も「うん」と言つたというふうに、私はこれはまた聞きです、基金から直接聞いてませんので、おたくの方でお調べになつて、そして立証してください。具体的に職務、技能、技能というので、基金の中は女は全部能力も技能も職務も男に劣つていないかどうか。劣つていないならそれをきつちり立証していただきたい。そうでないならばこれはすぐに訂正していただきたい。改善していただきたい。よろしいですね、大臣。それは大臣、「うん」だけではなくて、ちゃんとおっしゃってください。

○栗原国務大臣 ですから、実態をよく調査いたしまして適切に処置いたします。

○田中(美)委員 その次は雇用保険法の個別延長給付の暫定措置、附則第十六条の問題ですけれども、おわかりだと思ひますので細かいところは略していきます。三十日の雇用保険をもらつていた者が、いろいろな形で仕事がない場合に、給付の延長があるというので、時間がありませんので細かいことを略しますので、お互いにわかつた時点で話ししていきなさいと思ひます。この中

で該当事者が十八歳未満の子供のある場合。それから廃疾の場合もありますね。それから配偶者があつた場合ということになつていくわけですね。そうしますと、独身者はどうなるのかということになります。四十五歳から六十五歳までになつていきますけれども、いままで五十五歳だったわけですから、真ん中を五十五歳から五十五歳くらいにしますと、十八歳未満の子供を養つていふという人は非常に数としては少ないわけですが、それは三子とか四子とかというものがまだ十八歳未満ということもあると思ひますけれども、実際には少ない。これが悪いと言つていふんじやありません。独身者はどうなるかと言つていふわけなんですけれども、特に独身者の中には、この時代には婦人が圧倒的に多いわけなんです。大臣も御存じだと思ひますけれども、ちやうど私も年輩の女性というものは非常に結婚難であつたわけなんです。戦争で男がほとんど死んでしまった。この人たちがこの前は、戦前の教育で職業教育も受けないままに社会に放り出されて、結婚できないでずっと働いてこられた人たちが、御存じのように女の定年制というものは非常に非常に早いわけなんです。それで定年制で首を切られる、そして雇用保険をもらつていふという場合に、どうしてこの人たちが二カ月延長をもらえるのか。特にこういう人たちが二カ月延長をもらえるのか。特にこういう人たちが二カ月延長をもらえるのか。抱えていふというのが非常に数が多いので、年とつた親を扶養してゐるわけなんです。ですから、その親を扶養してゐるにもかかわらず、その親といふのがほとんどが年金をもらつていない親です。御存じだと思ひます。年齢的に見て、年金をもらつていない親を扶養してゐる人が非常に多い。特に年金は福祉年金をもらつていふような親を養つてゐるんです。そういう婦人に対して、この二カ月の延長がないというの是非常に片手落ちではないか、なぜここからそれが落ちていふのかというので、これをやはり私は改善していただきたいというふうに思ひます。いかがでしょう。

○細野政府委員 個別延長給付につきましては、本来の所定給付日数に加えて特別の措置として行われるものでございまして、特別の要件をやはり満たしていただくなければならぬ。その要件の中のひとつとして、先生お尋ねの一定範囲の扶養親族を有しているということがあるわけでございます。その一定範囲の扶養親族の中身が、いま先生の御指摘になつたような形になつていふわけでございます。したがつて、十八歳未満の子供とあるいは一定の廃疾状態にある子供を持つていふという状態については、一般の人よりもよりそういう状態が非常に多いと同時に、そういう人たちに對する特別な対策をやる必要度が、他の要件もありませんけれども、一つの要件としてそういう必要度が高いんじゃないかと、こういう見方に立っているわけでございます。その点、逆に父母といふことになりまして、わが国の社会がいま核家族化しているというふうな問題、あるいは一方において、先生は先ほど少ないとおっしゃいますけれども、やはりたとへばお母さんの場合ですとお父さんの遺族年金の支給を受けておられるというふうな場合もございまして、御本人自身が社会保険の對象であるというふうな場合も少なくないわけでございます。そういう意味で、その必要度について、先ほどの十八歳未満とか一定の廃疾の子供を持つておられるという場合に比べて、援助しなければならぬというケースは少ない、かつ、その必要度も少ないんじゃないかと、こういうふうに考へておるわけでございます。

○田中(美)委員 そうするとあなたは、独身の人は少ないからいいという考へ方ですか。私はいま子供の場合と比較してゐるんじゃないのです。どつちが大事かと比較してゐるんじゃないのか。妻が働いて高給を取つていても、延長しているじゃないですか。それなのに、なぜ独身の女性というのがそういう状態になるのかと、私はあなたの意見を聞いてゐるんです。大臣とあなたの意見を聞いてゐるんです。これは法律の不備でないかと聞いているんです。何も子供のいる場合のこれは

必要度が高いとか低いとか、それを言っているんじゃないんです。そうした独身は男性にもいるはずですよ、数は少ないけれども。特に女性が圧倒的に多いのです。独身婦人連盟というのさえてきているくらいなんですからね。こちら辺のところを、やはり片手落ちではないのかと、気持ちを聞いていますよ。ですから、いますぐ直せないにしても、これを直す方向で行ってほしいというのを聞いています。必要度が多いとか少ないとか、数が少ないとかの問題じゃなくて、それを言っているわけです。時間がありませんので、大臣、どう思いますか。

○細野政府委員 先ほど申しましたように、当面の措置というのは、あくまでも一般の人に比べて必要度が高い、そういう前提でやっておりますから、したがって、その必要度が高いかどうかということが一つの判断基準になりますのと、それから配偶者につきましてもやはり扶養しているかどうかということを認定の要件にしているわけでございますので、したがってやはり扶養しているかどうかということが問題になるということでございます。そういう意味でなかなか困難でなからうかというふうに思っております。

○田中(美)委員 扶養しているとあなたはおっしゃいますけれども、実際にはそういうふうにやられていないのですよ。妻さえいれば実際に二カ月延長しているのですよ。私はそれでいいと思うのですよ。ですから、独身の女性の場合も独身の男性の場合も、これは検討事項として私は検討していただきたい。大臣に最後にお答え願いたいと思います。

○栗原国務大臣 一定の要件というものを考えるのには、それだけの理由があつてつくったわけなんです。いま細野局長はそういう意味でお答えをしたと思います。ただ、これは当面の措置でございますので、当面の措置を見まして、その上で考えるべきところがあつたら考えていきたい、こういうふうに思っております。

○田中(美)委員 では、質問を終わります。

○森下委員長 次回は、明二十五日水曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和五十四年五月二日印刷

昭和五十四年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K